

東久留米市母子保健計画（第3次） （素 案）

～すべてのこどもがすこやかに成長でき、

安心して子育てできるまち東久留米～

令和8年 月

東久留米市

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
第2章	東久留米市の母子保健をめぐる現状	
1	主な人口動態	4
2	母子保健事業の状況	6
3	アンケートからみられる現状	12
第3章	母子保健計画（第2次）の評価	
1	主な指標の評価	19
第4章	母子保健計画（第3次）における施策の推進	
1	計画の基本理念と目標	22
2	計画の体系	26
3	施策の内容～具体的な取り組み目標～	27
4	東久留米市の母子保健と児童福祉の連携体制	33
5	計画の推進体制と進行管理	34
6	SDGs(持続可能な開発目標)について	34
資料編		35
1	主な母子保健事業一覧（事業概要）	35
2	妊産婦・子育て世帯ニーズ調査票	40
3	東久留米市地域医療協議会設置要綱	44

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

日本における妊産婦や子育て世帯を取り巻く環境は、近年大きく変化しています。

少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦や子育て世帯の孤立感や負担感が高まる傾向がある中、多様化する社会情勢の変化に伴い、妊産婦・子育て支援に関する社会的ニーズも高まっています。

こうした状況の中、国は、21世紀の母子保健対策の主要な取り組みを示すビジョンとして、平成13年度に「健やか親子21」を取りまとめ、平成27年度には「健やか親子21（第2次）」が策定されました。また、令和5年度からは成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置付けられ、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い取り組みを推進しています。

さらには、令和4年6月15日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務として法定化されました。本市においても、令和6年4月1日にわくわく健康プラザ内に「こども家庭センター」を開設しました。

こども家庭センター（以下「センター」という）においては、妊産婦、0歳～おおむね18歳までのお子さんとその保護者を対象とした総合相談拠点としての機能を有しています。

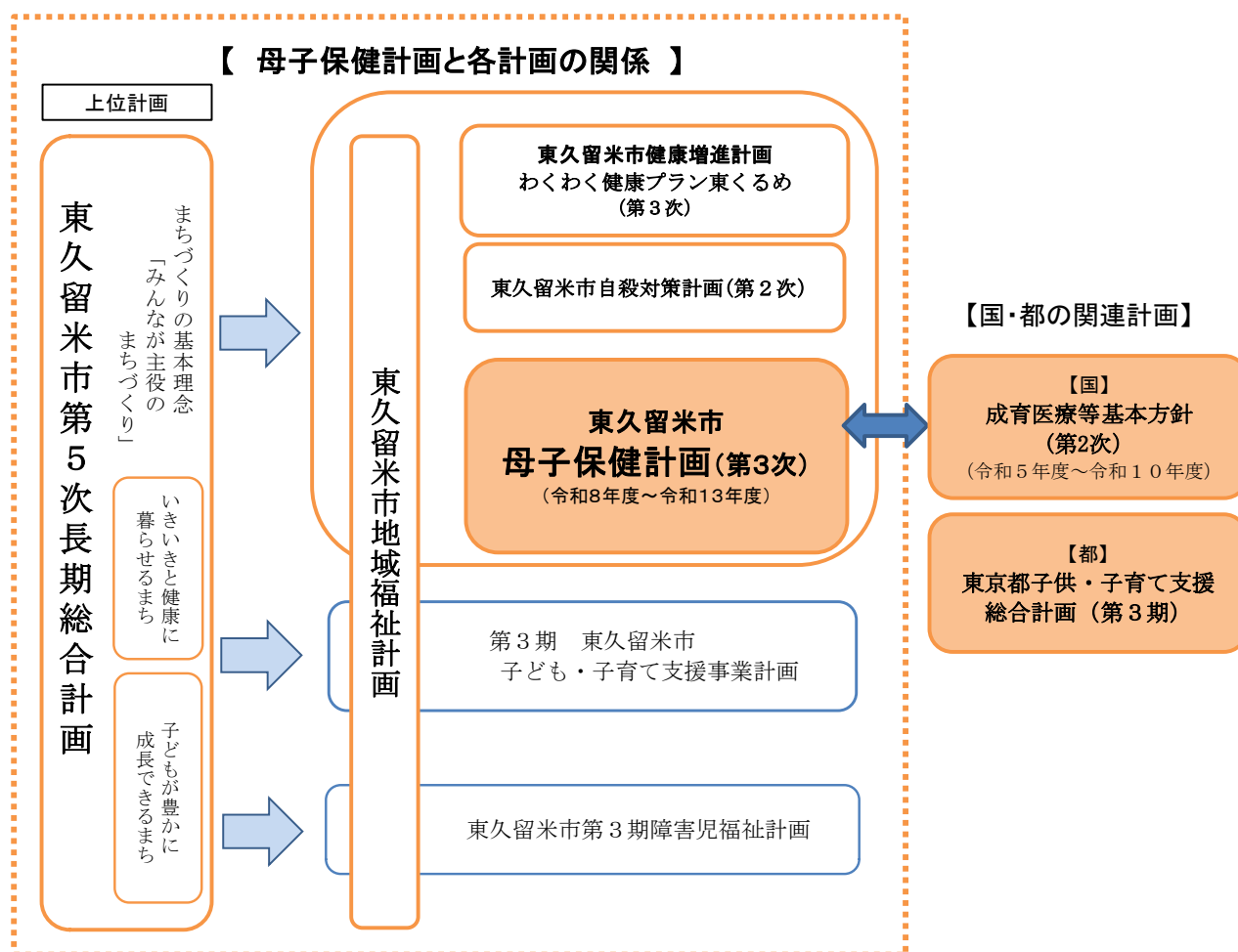
母子保健に関することは引き続き健康課が窓口となっているものの、センターの職員が健康課と兼務する形を取り、一部事業もセンターへ移管しています。それにより、更なる連携強化に努め、妊産婦から子育て世代に対する一体的で切れ目ない支援を目指しています。

こうした国の動向や、新しい組織体制への移行等を踏まえ、令和7年度に満了を迎える母子保健計画（第2次）を見直し、母子保健の現状や事業評価を行ったうえで新たな母子保健計画（第3次）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、母子保健に関する計画の役割を有し、国の「成育医療等基本方針（第2次）」の指針をもとに、本市上位計画である「東久留米市第5次長期総合計画」をはじめ、「第3期東久留米市子ども・子育て支援事業計画」「東久留米市第3期障害児福祉計画」等、諸計画との整合を図ります。

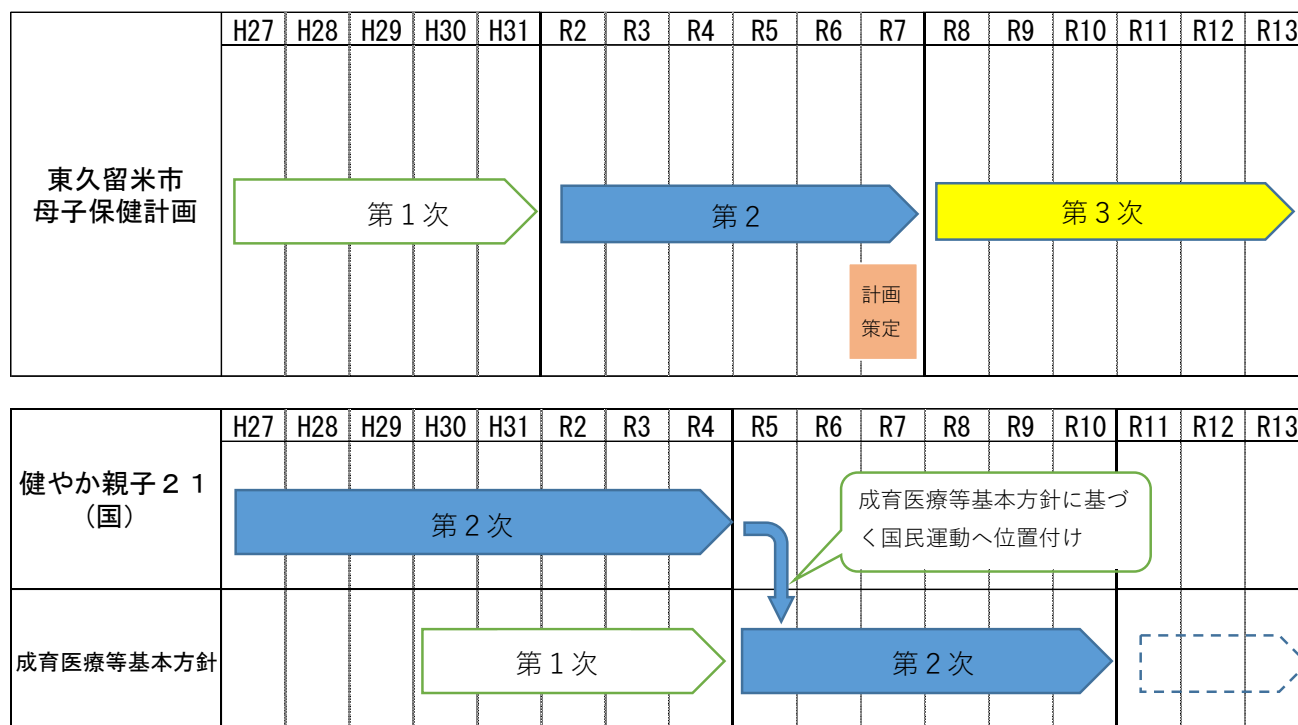
【策定根拠】成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について（令和5年3月31日子発0331第18号）



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度から 13 年度までの 6 年間とします。

東久留米市母子保健計画（第 3 次）策定期間

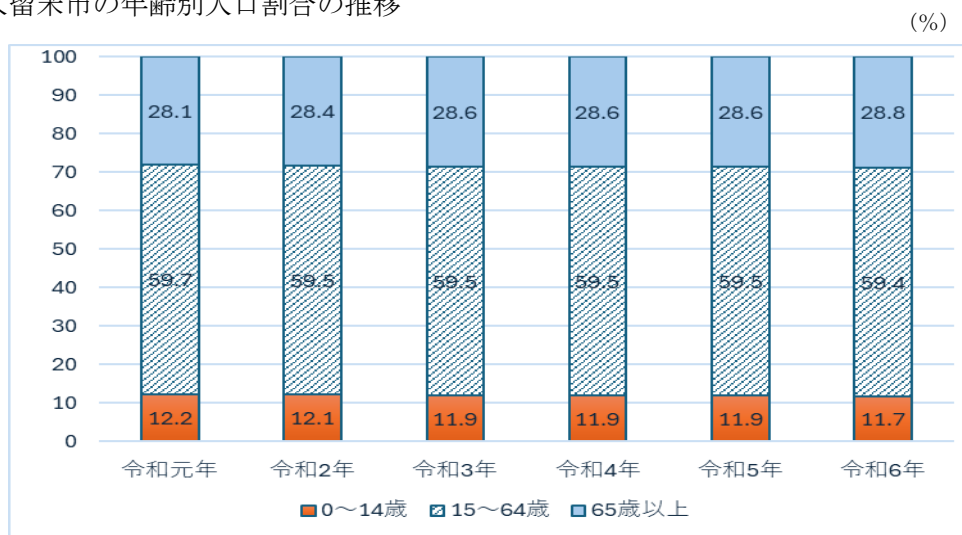


第2章 東久留米市の母子保健をめぐる現状

1. 主な人口動態

(1) 人口の状況

①東久留米市の年齢別人口割合の推移

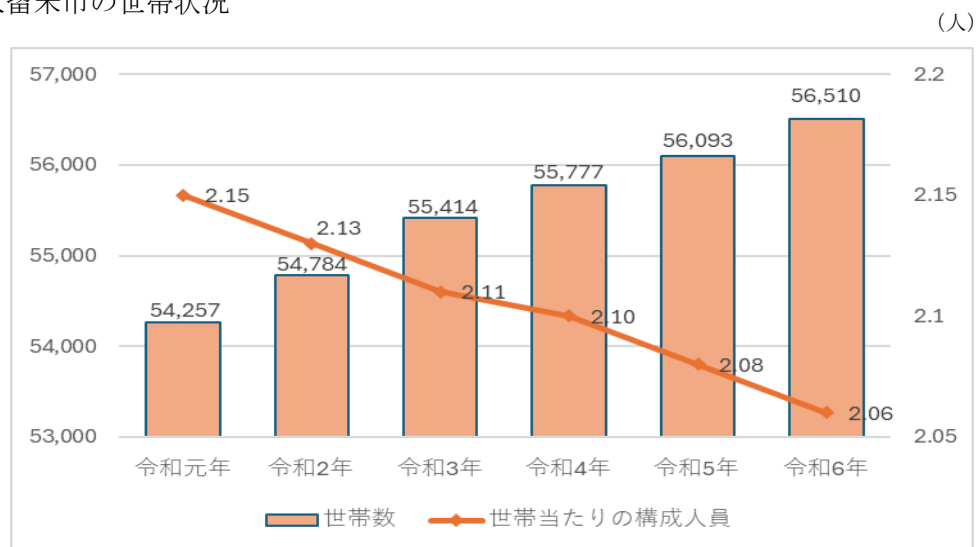


【参考】統計東久留米（各年1月1日現在）

0歳～14歳の年少人口は、令和元年は総人口の12.2%だったものが、令和6年には11.7%に減少しています。

15歳～64歳の生産年齢人口も減少傾向にあり、一方で高齢化率は増加しています。

②東久留米市の世帯状況

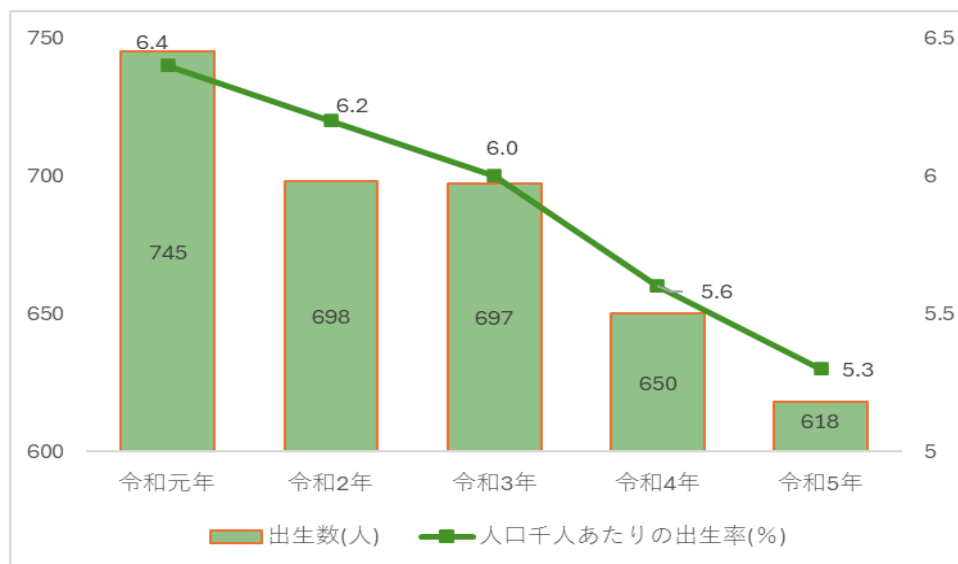


【参考】住民基本台帳による（各年1月1日現在）

令和6年1月1日現在の総世帯数は56,510世帯であり、一世帯当たりの構成人員は2.06人となっています。世帯数は年々増加していますが、一世帯当たりの構成人員は減る傾向にあります。

(2) 出生の状況

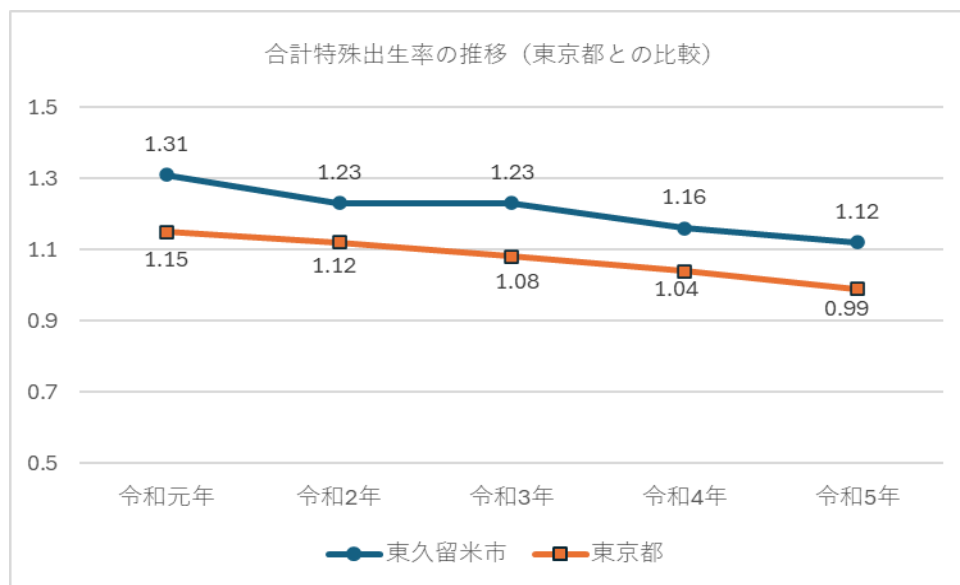
①東久留米市の出生数と出生率の推移



【参考】東京都 人口動態統計

令和5年度の出生数は618人で、出生率(人口千対)は5.3であり、令和元年以降減少傾向が続いています。

②合計特殊出生率※



【参考】東京都 人口動態統計

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に何人の子どもを産むのかを推計したものの。

令和5年の合計特殊出生率は、東京都の0.99を上回っているものの、減少傾向が続いています。

2 母子保健事業の状況

(1) 妊娠の届出状況

<妊娠届出数>

*妊娠届出数は令和2年度以降、600人台で推移しています。

(人)

年次		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠届け出数		773	705	657	659	660	602	646
(再掲)	妊娠11週以内の届出数	737(95.3%)	668(94.8%)	621(94.5%)	628(95.3%)	629(95.3%)	570(94.7%)	614(95.0%)
	*ハイリスク妊婦	231(29.9%)	360(51.1%)	362(55.1%)	407(61.8%)	406(61.5%)	388(64.5%)	480(74.3%)

*ハイリスク妊婦・・・若年、高齢初産、未入籍、多胎、妊娠届出の週数が遅い、経済困窮、疾患・障がい等がありフォローの必要性がある妊婦

(2) 妊婦全数面接（マタニティ面談）実施状況

<マタニティ面談実施数>

*面談実施率は令和5年度に80%を超えました。

(人)

年次		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
マタニティ面談実施数		446	387	460	418	496	492	491
(再掲・実施場所)	本庁舎	243	186	199	143	196	241	245
	健康課	203	201	259	260	279	207	224
	リモート			2	15	21	44	22
届出数に対する割合(%)		57.6%	54.9%	70.0%	63.4%	75.2%	81.7%	76.0%

(3) 乳児全戸訪問事業（新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問）実施状況

*訪問実施率は令和5年度に99%を超え、

<新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問実施数>

令和6年度には100%に到達しました。

(人)

年次	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	770	749	717	685	663	662	627
訪問実施数	761	730	624	673	634	660	628
実施割合(%)	98.9%	97.5%	87.0%	98.2%	95.6%	99.7%	100.0%

※前年度出生児訪問や転入等により訪問数が出生数を上回る場合がある。

(4) 乳幼児健康診査（集団健診）受診状況

① 3～4 か月児健康診査

*受診率は令和2年度に94%まで低下したものの、令和4年度以降98%を超えています。

< 3～4 か月児健診受診状況 >

個別相談では、保育や母乳相談の利用者が多くなっています。

(人)

年次		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数		796	724	644	712	686	662	624
受診者数		785	705	607	680	674	650	615
受診率(%)		98.6%	97.4%	94.3%	95.5%	98.3%	98.2%	98.5%
(再掲) 個別相談 利用数	心理	8	14	9	7	11	8	5
	保育	174	113	79	131	107	107	115
	栄養	30	30	45	54	54	43	38
	母乳	93	67	71	78	94	91	113

② 1歳6か月児健康診査

< 1歳6か月児健診受診状況 >

*受診率は令和3年度に94%まで低下したものの、令和4年度以降は97%を超えています。

(人)

年次		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数		869	793	808	864	831	707	679
受診者数		855	782	778	813	814	686	665
受診率(%)		98.4%	98.6%	96.3%	94.1%	98.0%	97.0%	97.9%
(再掲) 個別相談 利用数(割合)	心理	167	167	139	177	178	161	147
	保育	75	69	62	57	46	38	42
	栄養	142	136	116	112	108	107	112

③ 2歳児歯科健康診査

< 2歳児歯科健診受診状況 >

*受診率は85%以上を維持しています。個別相談では心理相談の利用者が多くなっています。

(人)

年次		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数		922	807	755	900	879	759	704
受診者数		842	715	675	805	759	699	630
受診率		91.3%	88.6%	89.4%	89.4%	86.3%	92.1%	89.5%
(再掲) 個別相談 利用数(割合)	心理	148	152	128	150	133	148	127
	保育	59	33	32	45	34	29	18
	栄養	73	81	70	70	51	70	76

④3 歳児健康診査

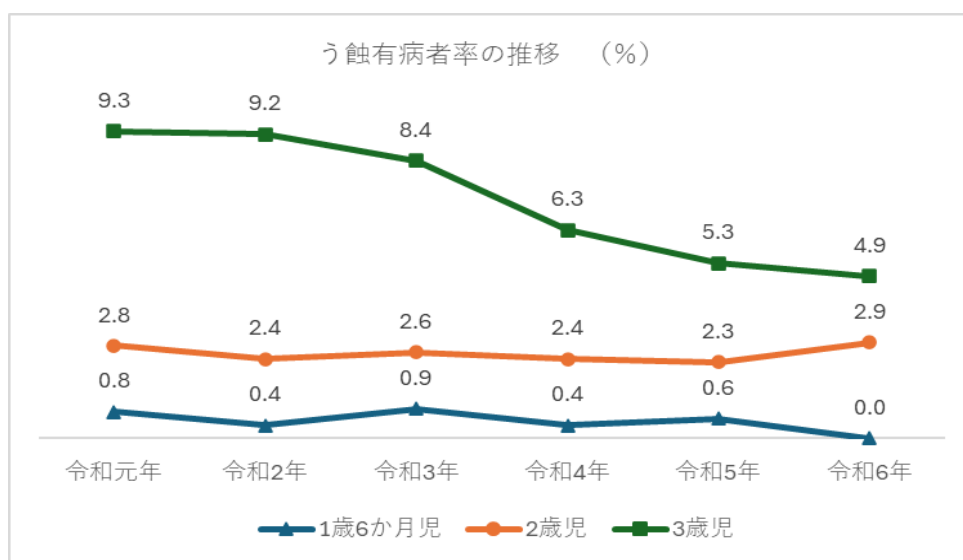
<3歳児健康診査受診状況> *受診率は令和3年度に94%まで低下したものの、令和6年度は97%を超えています。

年次		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数		937	892	694	908	915	1,047	752
受診者数		933	862	675	861	872	1,005	735
受診率(%)		99.5%	96.6%	97.2%	94.8%	95.3%	96.0%	97.7%
(再掲) 個別相談 利用数(割 合)	心理	163	164	135	164	156	196	155
	保育	85	53	56	45	58	60	61
	栄養	65	68	43	47	40	72	59

(5) 幼児歯科健診事業からみたう蝕有病者率の推移

『幼児歯科健診からみたう蝕有病者率』

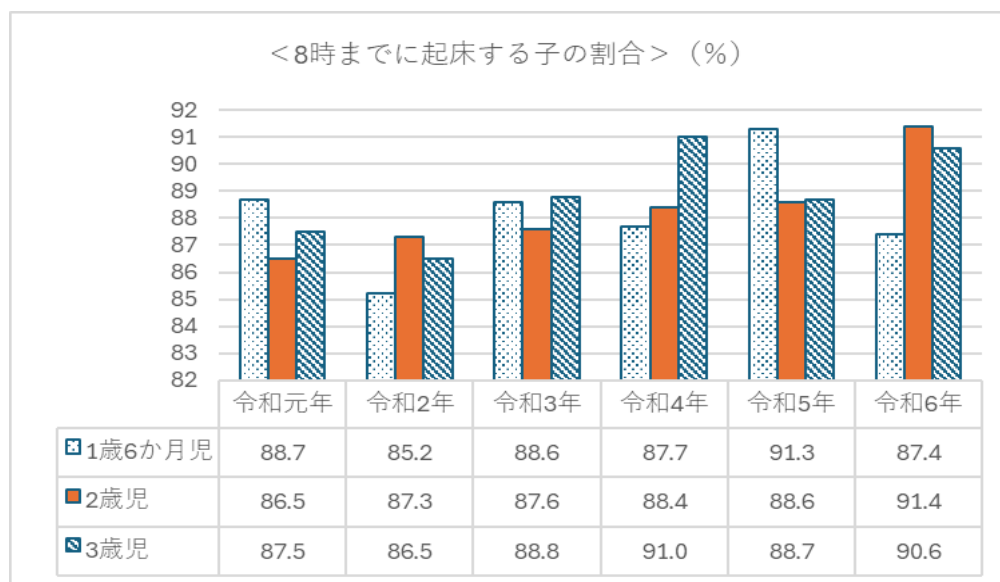
年次 健診	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①1歳6か月児健診	0.7	0.8	0.4	0.9	0.4	0.6	0.0
②2歳児歯科健診	2.0	2.8	2.4	2.6	2.4	2.3	2.9
③3歳児健診	8.5	9.3	9.2	8.4	6.3	5.3	4.9



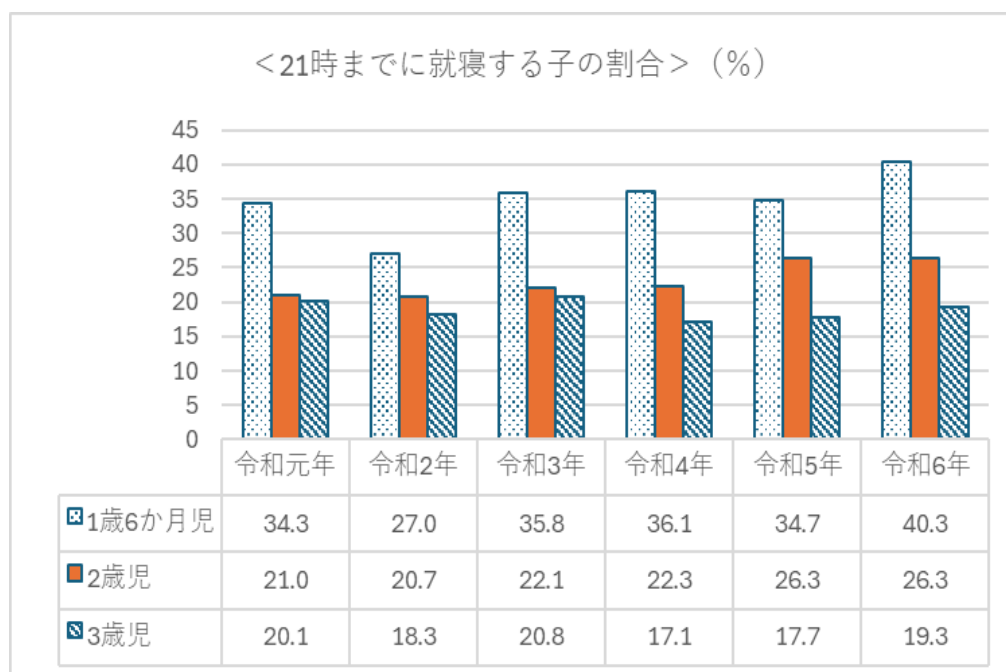
う蝕有病者率は、年齢が上がるほどに高くなっています。3歳児健診では、令和元年度に9.3%だったう蝕有病者率が、令和6年度には4.9%まで減少しています。

(6) 健康診査からみたこどもの生活習慣

①起床・就寝時間



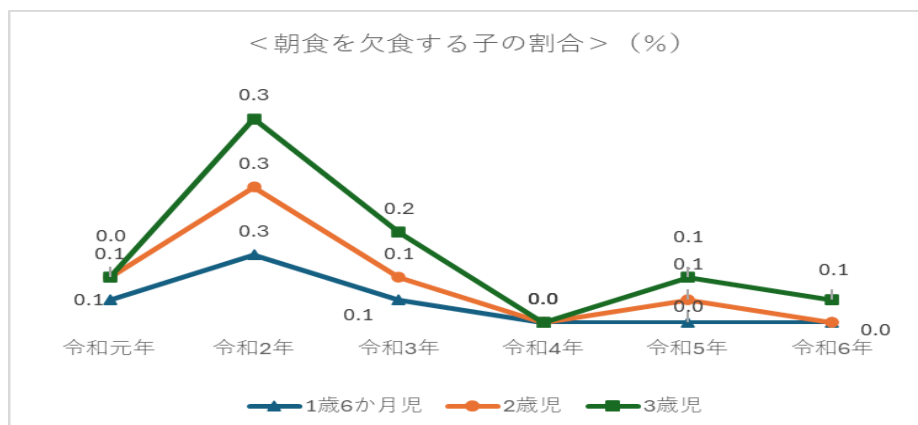
（各健診時アンケート）



（各健診時アンケート）

21 時までに就寝する子の割合は、年齢が低いほど高くなっていますが、起床時間は年度によって傾向が異なることから状況を注視していきます。

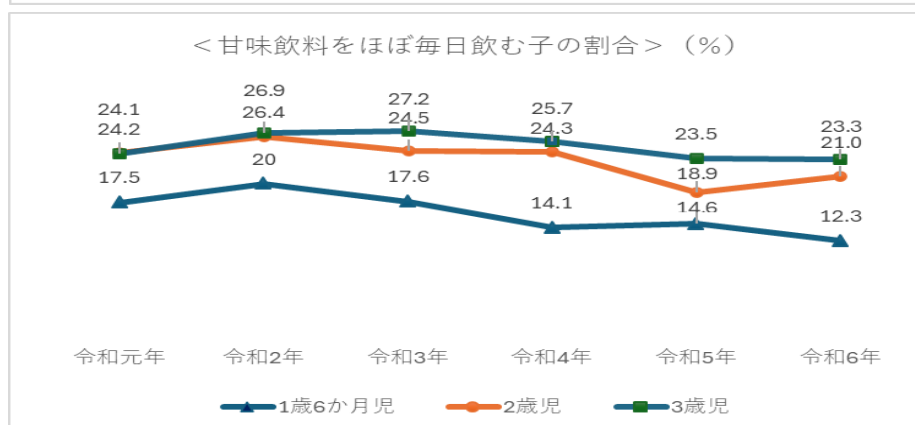
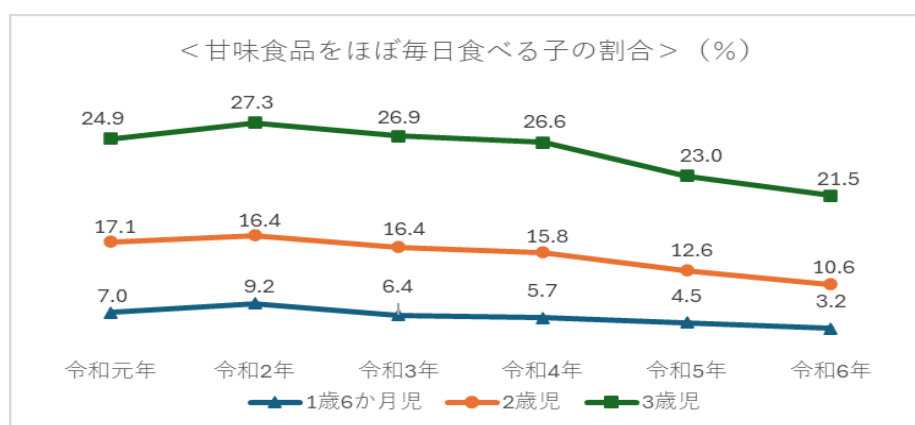
②朝食の欠食



（各健診時アンケート）

朝食を欠食する子の割合は、令和2年度に若干増加したものの、令和4年度以降は減少の傾向となっています。

③甘味食品（飲料）摂取習慣



（各健診時アンケート）

甘味食品・甘味飲料ともに、年齢が上がるほど習慣的に摂取する子の割合が高くなっています。

(7) その他

①こどもの事故予防について意識が高い親の割合

(%)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
45.0	48.6	47.9	55.0	52.6	55.0	54.8

(1歳6か月健康診査時アンケート＊こどもが浴室のドアを開けられない工夫がしてある割合)

こどもの事故予防について意識が高い親の割合は、令和3年度以降50%を超えています。

②保護者の育児期間中の喫煙率

<母親の喫煙率>

(%)

年次	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3～4か月児	3.7	1.9	2.3	2.5	2.6	2.8	2.6

<父親の喫煙率>

(%)

年次	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3～4か月児	31.3	30.7	32.3	27.2	30.3	27.0	27.4

保護者の育児期間中の喫煙率は、母親の場合、令和2年度以降2%台で推移していますが、父親は27%以上となっており、大幅な減少には至っていません。

③体罰等によらない子育てをしている保護者の割合

(%)

年次	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3～4か月児	80.8	81.1	87.5	90.1	88.6	82.2	86.1
1歳6か月児	72.1	74.0	75.5	78.0	81.0	80.5	82.1
3歳児	63.4	63.5	62.6	64.2	65.9	66.9	65.7

体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合は、月齢が低いほど高くなっています。3～4か月児では80%以上、1歳6か月児では70%以上、3歳児では60%台となっています。

3 アンケートからみられる現状

令和7年4月～7月までの約4か月間で、妊娠届出時と乳幼児健診時に妊娠期と子育て期のアンケート調査を実施しました。

アンケートの結果から、以下のような課題とニーズが把握できました。

※図表中の「n（number of case）」は、その設問に回答している人数を表しています。

（1）妊娠期アンケートの結果

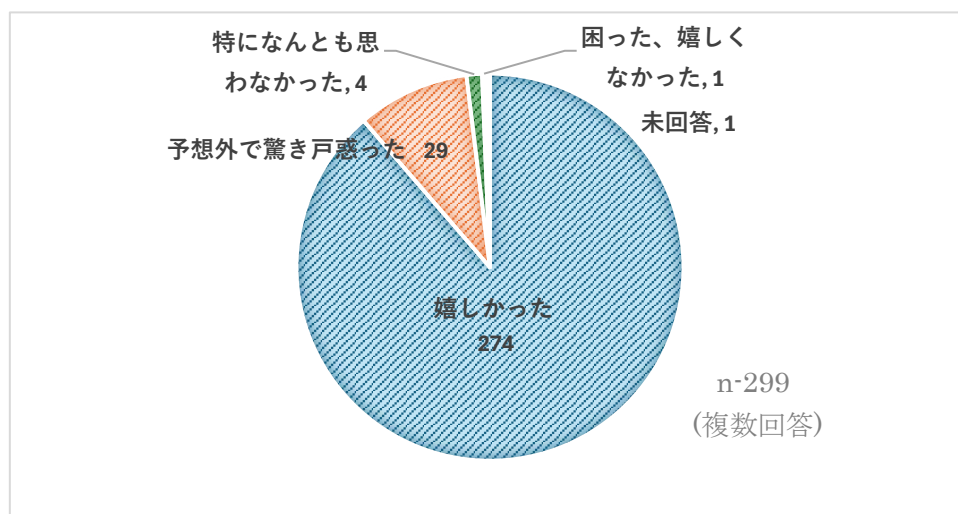
1）調査方法：令和7年4月～7月の妊娠届受理時にアンケート調査を実施しました。

2）回答状況

回答数	初産婦	経産婦
299	132	167

3）設問に対する回答内容

①妊娠を知ったときの気持ち（複数回答）



*多くの方が妊娠を知ったときの気持ちとして「楽しかった」と回答しましたが、「予想外で驚き戸惑った」と回答した方も約9.7%いました。

②妊婦の既往歴について

<精神科疾患の既往歴>

なし	あり	未回答
264	33	2

n-299

<身体疾患の既往歴>

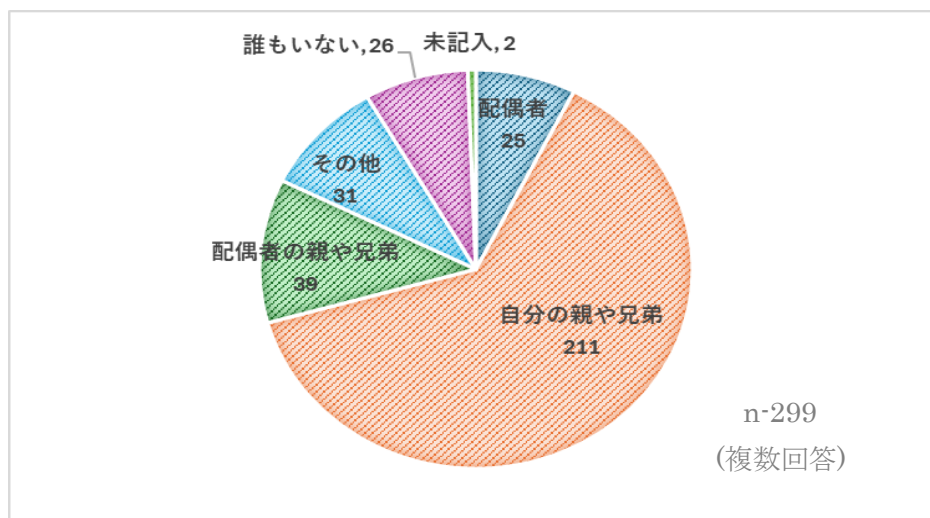
なし	あり	未回答
257	42	0

n-299

*精神科疾患の既往がある方は約11%、身体疾患の既往がある方は約14%でした。疾病や障がい等を抱えながら妊娠期間を過ごすことに不安を抱えている妊婦に対し、適切に対応していきます。

③妊娠・出産・子育てについての相談先やサポーターの状況（複数回答）

身近な相談者やサポーターの内訳は以下のような結果となりました。



＊妊婦の身近なサポーターとして最も多かったのは「自分の親や兄弟」でした。「誰もいない」と回答した方も約 8.7%いました。

「その他」の内訳としては、“友人” が最も多い結果となりました。

④妊娠期や出産に向けての心配事（自由記載を要約）

【妊娠中の心配事】

「つわりがいつまで続くか」「仕事への影響」「妊娠期の不調」

【出産に関すること】

「無事に生まれるか心配」「上の子の育児をしながらの出産に対する不安」

【産後に関すること】

「里帰りができない」「夫婦二人だけの育児」「夫の育休が取れるか不透明」「頼れる人が少ない」

【上の子に関すること】

「赤ちゃん返り」「上の子の育児との両立」「上の子の預け先」

【申請・サービス等に関すること】

「産後の各種手続きが心配」「里帰り時の出生届の方法」「妊娠・出産に関する経済的支援」

【その他】

「金銭面の心配」「仕事復帰のこと」「保育園のこと」「妊娠期の生活、新生児の世話」など

⑤妊娠中・産後の母子保健事業等の認知度

妊娠中や産後の事業について知っているかの設問については、以下のような結果となりました。

【妊娠中・産後の主な母子保健関連事業】	知っている	知らない	未回答
プレ・パパママクラス（両親学級）	1 4 7	1 4 8	4
くるめっこナビ（子育て応援アプリ）	1 3 9	1 5 7	3
産後ケア事業（こども家庭センター事業）	9 1	2 0 5	3

n-299

＊初産婦の場合は、妊娠期の事業やサービスも「知らない」と回答した方が多い傾向がありました。そのため、マタニティ面談等を通じて早めに情報提供を行う必要があります。

⑥電子母子手帳の導入について

国は母子保健 DX の取り組みの一環として、令和 8 年度以降の電子版母子健康手帳の普及を推進しています。電子母子手帳のニーズについては以下のような回答がありました。

電子母子手帳は必要	電子母子手帳は不要	どちらともいえない	未回答
5 7	6 1	1 7 8	3

n-299

＊今回のアンケート調査において、電子母子手帳の導入を「必要」と考える妊婦は約 19%、「不要」と答えた方は約 20%、「どちらともいえない」と答えた方は約 60%という結果となりました。

現段階において、電子母子手帳の機能やメリット、デメリット等が具体的に示されていないことから、今後、どのように情報提供を行っていくか検討していきます。

（２）子育て期アンケートの結果

1）調査方法：令和 7 年 5 月～7 月に実施した、3～4 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査時にアンケート調査を実施しました。

2）回答状況

対象数	回答数	回答率
5 6 4	5 1 8	9 1.8 %

3）設問に対する回答内容

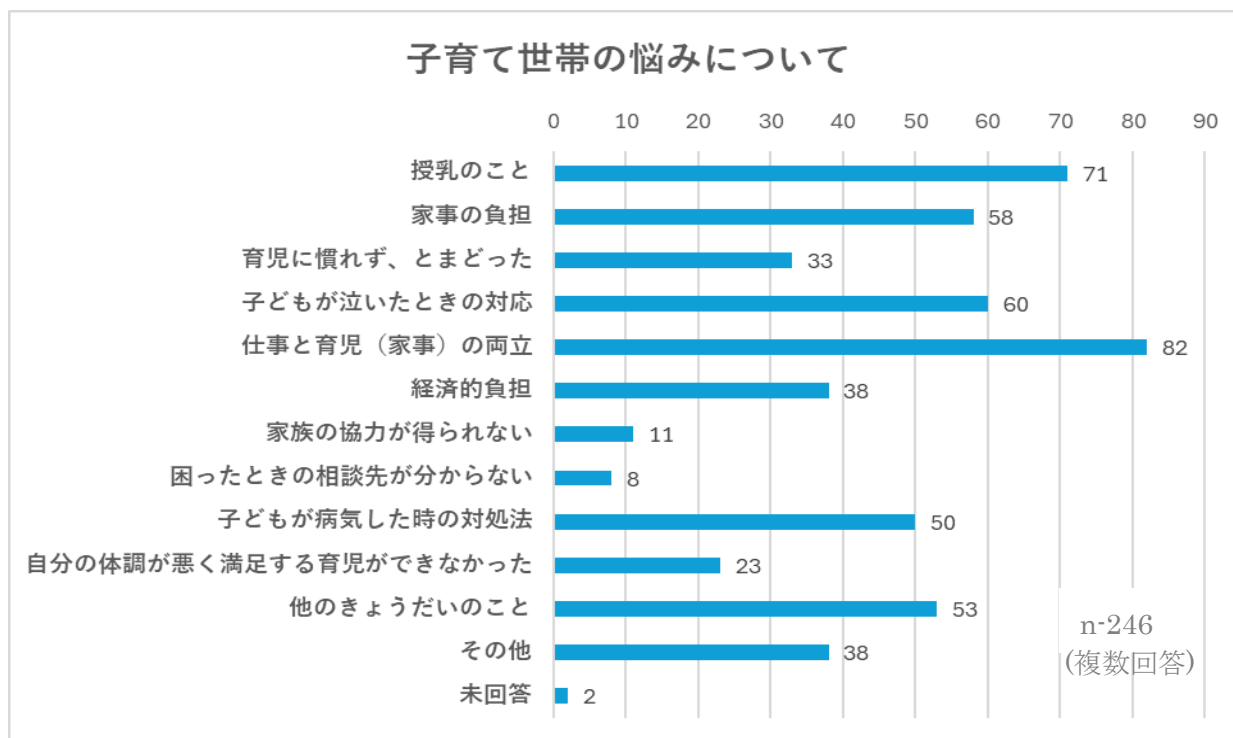
①子育てについての悩みがある保護者の割合

ある	ない	未回答
2 4 6	2 6 1	1 1

n-518

＊半数近くの方が「悩みがある」と回答しています。

① - 1 「悩みがある」と答えた方の具体的な内容【複数回答】

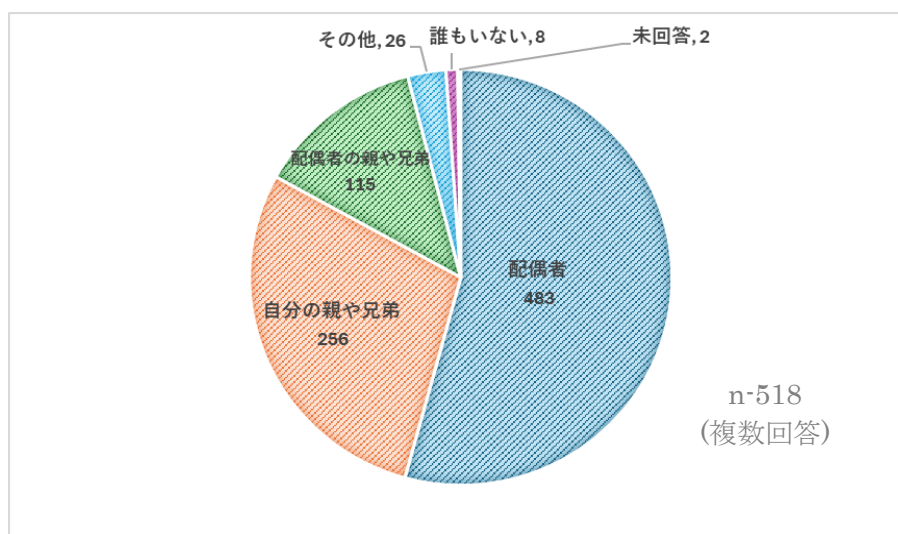


＊低月齢世帯では、授乳やこどもが泣いたときの対応について悩むことが多く、仕事復帰後は仕事と育児（家事）の両立について悩みを抱える保護者が多い状況でした。

「その他」の具体的な内容としては「偏食・食べムラ」「寝かしつけ」「時間に余裕がない」「夫婦関係」といった回答がありました。

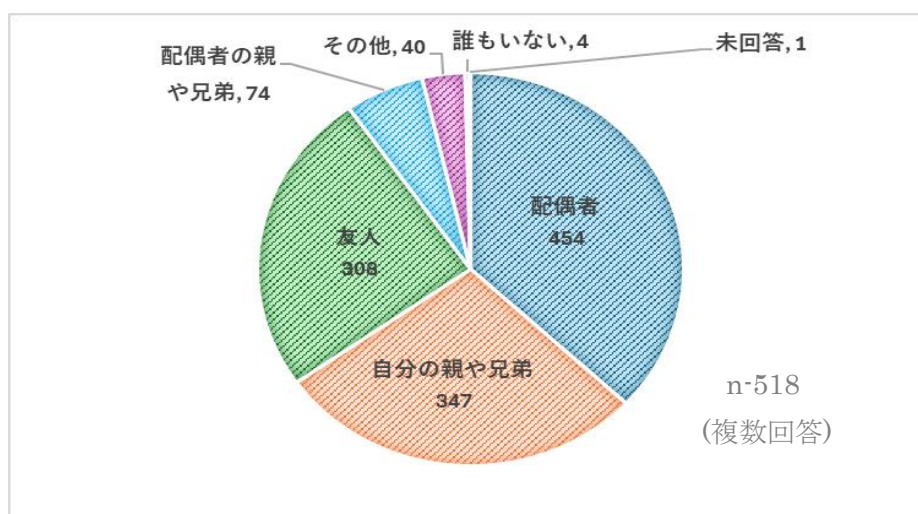
②サポート体制について

《身近に子育て等を手伝ってくれる人》



＊身近なサポーターとしては配偶者が最も多く、次いで自分の親や兄弟という結果となりました。

《身近な相談相手について》



＊身近な相談相手としては、身近に子育てを手伝ってくれる人と同じく配偶者が最も多い結果となりましたが、相談者としては「自分の親や兄弟」に次いで「友人」も多くなっています。

「その他」の内訳については、保育園や有償の子育て・家事援助サービス、職場の同僚、SNS や AI といった回答がありました。

③行政の妊娠・子育てに関する相談先の認知度

行政の主な相談先について知っているかの設問については、以下のような結果となりました。

【行 政】妊娠・子育てに関する相談機関	知っている	知らない	なんとも いえない	未記入
① 妊娠中、産後の体調等の相談（健康課）	280	165	71	2
② 妊婦面談、新生児訪問、乳幼児健診、予防接種に関すること（健康課）	477	21	15	5
③ 未就学のお子さんの発育・発達等についての相談（健康課）	279	186	48	5
④ 0歳から18歳までの発達相談（児童発達支援センター わかくさ学園発達相談室）	173	286	53	6
⑤ 妊娠中、乳幼児の栄養・歯科保健に関すること（健康課）	329	134	48	7
⑥ 家庭問題や女性の悩み事相談（男女平等推進センター、こども家庭センター）	201	242	67	8
⑦ 就学後のお子さんの発達や教育に関する相談（教育相談室）	166	288	58	6
⑧ 保育園等の入園相談（こども家庭センター）	371	106	35	6
⑨ 保育園の申請（子育て支援課）	426	54	30	8
⑩ 児童手当や乳幼児医療証、ひとり親家庭の相談・手続き（児童青少年課）	355	123	33	7
⑪ DV、虐待（疑い）、ヤングケアラー等についての相談（こども家庭センター）	214	241	56	7
⑫ 産後ケア事業、ファミリーアテンダント事業、妊娠・産後の給付金（出産・子育て応援事業、パースデーサポート事業等）の申請（こども家庭センター）	358	98	56	6
⑬ 就学相談に関すること（指導室）	155	295	61	7

n=518

＊妊産婦や子育て世帯に関係する相談窓口である健康課やこども家庭センター事業、手当等の申請窓口についての認知度は高い傾向がみられました。

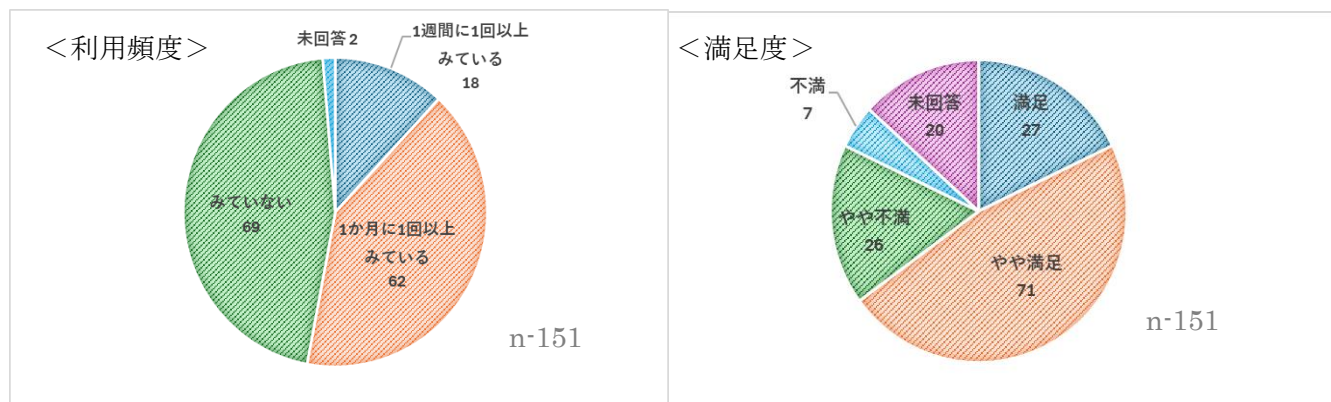
④子育て応援アプリ『くるめっこナビ』の認知度について

④ - 1 『くるめっこナビ』を利用しているかの設問について以下の回答がありました。

利用している	利用していない	未回答
151	362	5

n-518

④ - 2 「利用している」と回答した方の利用頻度と満足度



④ - 3 くるめっこナビで配信設定ができる『子育て応援メール』の利用者は以下の結果となりました。

利用している	利用していない	未回答
70	80	1

n-151

*今回の調査で、くるめっこナビを「利用している」と回答した方は全体の約 29%にとどまりました。

また、アプリ利用者の満足度は約 65%と高いものの、半数近くの方がアプリを見ていないと回答しています。今後更に、利便性の向上を検討する必要があります。

アプリから配信設定をして定期的に受け取れる『子育て応援メール』は、妊産婦や子育て中の方に寄り添い、孤立感を予防する効果が期待できるツールとなっています。現在はアプリ登録者の約半数に留まっているため、今後も利用者拡大を目指して周知方法を検討していきます。

⑤5歳児健診のニーズ調査

国は令和 10 年度までに 5 歳児健診の全国実施を目指し、自治体への支援強化を推進しています。

5 歳児健診の実施について、市民の方のニーズ調査を行い、以下のような回答がありました。

5 歳児健診は必要だと思う	5 歳児健診は必要ないと思う	未回答
342	161	15

n-518

*回答者の約 66%が「必要」と回答しました。

5 歳児健診については、専門医や紹介先機関の確保等、実施にあたっての課題が多くあります。先行自治体や近隣市の状況を踏まえて実施方法等を検討していきます。

⑥母子保健サービス等に関するニーズ調査（自由記載を要約）

今後の母子保健サービス等について、以下のようなご意見をいただきました。

【乳幼児健診に関すること】

- ・ 会場や時間帯の変更を希望
- ・ 健診の回数を増やしてほしい
- ・ 集団ではなく、個別健診にしてほしい
- ・ 3～4 か月児健診と BCG の同時実施

【産後ケアに関すること】

- ・ 利用期間（対象月齢）の延長
- ・ 利用回数を増やしてほしい
- ・ 新米ママの会だけでなく、経産婦向けや妊婦の交流の会があるといい

【保育に関すること】

- ・ 病児保育の充実
- ・ 土日保育や急な一時利用に対応できる保育所があるといい
- ・ 0 歳児の一時保育を増やしてほしい

【相談に関すること】

- ・ 助産師・保健師と話ができる場を増やしてほしい
- ・ もっと気軽に相談できる場があるといい
- ・ 土日にも相談事業をやしてほしい

【支援や助成に関すること】

- ・ 多子世帯への家事援助
- ・ 子育て世帯の税負担の軽減や光熱費、食料品等の経済的支援
- ・ 産後の整体利用の助成
- ・ ファミリーアテンダント事業の対象月齢の延長
- ・ 無料のベビーシッター
- ・ 突発的な事態にも対応してもらえる育児・家事等のケアサポート事業

【その他】

- ・ 公園や遊具、児童館を増やしてほしい
- ・ くるぶーの利用時間拡大（土日や夜間帯）
- ・ タクシー券、駐車場用マタニティマーク
- ・ 各種申請のオンライン化
- ・ 同居家族向けの子育て講座
- ・ 親子で運動できるイベント



湧水の妖精
るるめちゃん

アンケートへのご協力、様々なご意見を賜りましてありがとうございました。
今後の母子保健施策に向けての参考にさせていただきます。

第3章 母子保健計画(第2次)の評価

1 主な指標の評価

前計画の基本目標別主な評価指標について、平成30年度を基準に令和6年度時点での目標達成の評価を行いました。

評価基準 **A**：概ね目標達成 **B**：目標未達成だが改善の傾向 **C**：目標未達成で低下の傾向

基本目標1：『地域で安心して妊娠・出産・育児ができる』

取り組み目標	指 標	H30 (ベース)	R2	R3	R4	R5	R6	目標値	評価
妊婦やその家族が妊娠・出産・育児について正しい知識を得られるようにする	妊娠・出産・子育ての情報が得られたと思う妊婦の割合	100%	100%	100%	99.7%	99.8%	100%	100%	A
	自分の生活リズムを改善しようと思う妊婦の割合	58.9%	51.4%	49.2%	44.0%	38.5%	50.0%	70%	C
	自分の食生活を改善しようと思う妊婦の割合	100%	97.0%	90.0%	98.0%	100.0%	97.0%	100%	A
妊娠から出産まで安全に安心して過ごすことができるようにする	●在胎11週以内の妊娠届出の割合	95.1%	94.5%	95.3%	95.3%	94.7%	95.0%	増加	B
	妊婦健診を受ける人の割合	97.9%	92.4%	91.8%	91.2%	96.8%	93.0%	増加	C
	妊婦面接（マタニティ面談）実施率	57.6%	70.0%	63.4%	75.2%	81.7%	76.0%	増加	A
	●妊娠中マタニティマークを使用したことがある妊婦の割合	86.3%	86.6%	88.8%	88.4%	89.9%	92.3%	88%	A
	●妊娠中仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思う就労妊婦の割合	86.9%	91.3%	91.6%	89.3%	91.8%	90.9%	90%	A
	子育て応援メールを利用してよかったと思う人の割合（妊婦）	100%	100%	86.7%	88.0%	83.4%	83.3%	100%	A
	●妊娠中の妊婦の飲酒率	1.4%	1.0%	1.8%	0.4%	0.0%	1.3%	減少	A
	●妊娠中の妊婦の喫煙率	2.4%	1.7%	1.5%	1.1%	0.8%	1.1%	減少	A
周囲のサポートを得ながら心身ともに安定した産後の生活ができるようにする	乳児全戸訪問実施率	98.9%	87.0%	98.2%	95.6%	99.7%	100%	維持	A
	●積極的に育児をしている父親の割合（3～4か月）	91.2%	94.7%	94.4%	93.8%	86.0%	94.4%	増加	A
	●ゆったりとした気分で子どもと過ごす時間がある母親の割合（3～4か月）	85.6%	86.4%	84.4%	88.0%	77.2%	85.5%	87%	B

●健やか親子21評価指標

全体の評価

妊娠届出等の状況において、在胎週数が11週以内の届出は95%前後の概ね横ばいで推移しています。

マタニティ面談実施率は令和5年度に81.7%まで増加し、同様に、乳児全戸訪問実施率も令和6年度には100%を達成しました。要因として、令和4年度より開始された『出産・子育て応援交付金』の妊娠および産後の面談に本2事業が位置付けられていたためと思われます（令和7年度より、妊娠・産後の面談については、交付金支給の要件とはならなくなったため今後の動向を注視していきます）。

妊娠中に十分な知識が得られたと思う妊婦の割合はほぼ100%で推移し、父親の育児参加も増加傾向にあることから、『地域で安心して妊娠・出産・育児ができる』という目標はおおむね達成されたという評価となります。

基本目標2：『子どもが健康で元気に過ごすことができる』

取り組み目標	指 標	H30 (へーす)	R2	R3	R4	R5	R6	目標値	評価
子どもが適切な生活習慣を身につけ、健康を保つことができるようにする	8時までに起きる子どもの割合 (3歳)	87.4%	86.5%	88.8%	91.0%	88.7%	90.6%	90%	A
	21時までに寝る子の割合 (3歳)	18.8%	18.3%	20.8%	17.1%	17.7%	19.3%	20%	B
	朝食を欠食する子の割合 (3歳)	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	維持	A
	●う蝕有病者率 (3歳)	8.5%	9.2%	8.4%	6.3%	5.3%	4.9%	8.0%	A
	●1日1回子どもの歯の仕上げ磨きをする親の割合 (1歳6か月)	96.4%	96.5%	97.2%	95.8%	95.8%	97.0%	増加	A
	甘味食品をほぼ毎日食べる子の割合 (1歳6か月) (3歳)	7.3%	9.2%	6.4%	5.7%	4.5%	3.2%	5%	A
		24.9%	27.3%	26.9%	26.6%	23.0%	21.5%	20%	B
適切な時期に健診・予防接種・医療を受けることができるようにする	●乳幼児健診受診率 (3～4か月) (1歳6か月) (2歳) (3歳)	17.1%	20.0%	17.6%	14.1%	14.6%	12.3%	15%	A
		27.4%	26.9%	27.2%	25.7%	23.5%	23.3%	25%	A
		98.6%	94.3%	95.5%	98.3%	98.2%	98.5%	維持	B
		98.4%	96.3%	94.1%	98.0%	97.0%	97.9%	維持	B
	●1歳6か月までに四種混合・麻疹・風疹の予防接種を終了している子の割合	91.3%	89.4%	89.4%	86.3%	92.1%	89.5%	増加	B
子どもの事故を予防し安全に生活することができるようにする	●小児救急相談（#8000）を知っている親の割合 (3～4か月) 事故や怪我などで病院受診したことがある子が減少する (1歳6か月) ●子どもが浴室のドアを1人で開けられない工夫がしてある (1歳6か月) ●育児期間中の両親の喫煙率 父親 (3～4か月) 育児期間中の両親の喫煙率 母親 (3～4か月)	99.5%	97.2%	94.8%	95.3%	96.0%	97.7%	維持	B
		96.5%	97.8%	96.6%	92.8%	94.5%	90.7%	維持	C
		80.5%	83.8%	85.7%	86.2%	79.7%	91.4%	90%	A
		10.1%	11.7%	15.1%	9.5%	11.4%	9.0%	8%	B
		45.0%	47.9%	55.0%	52.6%	55.0%	54.8%	50%	A
		31.3%	32.3%	27.2%	30.3%	27.0%	27.4%	25%	B
		3.7%	2.3%	2.5%	2.6%	2.8%	2.6%	減少	A

●健やか親子21評価指標

全体の評価

生活習慣に関する指標については、21 時までに就寝する子の割合は目標に満たなかったものの、甘味摂取を抑える、生活リズムを整えるといった保護者の意識は高く、概ね目標を達成しました。

こどもの健康状態の確認や疾病の早期発見等に必要な乳幼児健診実施率は、令和 2 年度から 4 年度にかけてコロナ禍の影響もあり低下しましたが、令和 6 年度は元の水準程度にまで回復しています。

多様化する価値観や養育環境の変化等を背景に、予防接種を受けない意向の家庭も微増傾向にあり、1 歳 6 か月までに四種混合・麻疹・風疹の予防接種を終了している子の割合は減少の傾向がみられます。

事故やけがなどで病院受診した子（1 歳 6 か月児）に関しては、目標未達成ではあるものの、令和 6 年度はベース値を下回りました。引き続き事故予防に関する周知・啓発を継続し、保護者の意識向上を図ります。

基本目標3：『困ったときに適切な支援を受け、安心して育児ができる』

取り組み目標	指 標	H30 (ベース)	R2	R3	R4	R5	R6	目標値	評価
子育てについての適切な知識を得られるようにする	●子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合 (3～4か月)	91.3%	93.7%	93.8%	92.6%	85.8%	92.2%	増加	A
	(1歳6歳)	95.0%	95.9%	95.4%	95.5%	95.6%	96.5%	増加	A
	(3歳)	85.5%	85.2%	86.9%	86.4%	86.8%	87.2%	87%	A
	子育て応援メールの利用者の割合（子育て期）	23.0%	27.8%	29.7%	24.2%	28.7%	52.3%	30%	A
	子育て応援メールを利用して良かったと思う人の割合（子育て期）	92.6%	95.1%	93.2%	94.6%	91.7%	85.4%	増加	B
子育てについての悩みを気軽に相談できるようにする	子育てについて不安を感じたり悩む親の割合 (3～4か月)	17.7%	17.2%	18.6%	21.0%	19.7%	18.0%	15%	C
	(1歳6歳)	24.0%	28.1%	29.4%	28.0%	29.2%	30.1%	22%	C
	(3歳)	22.9%	23.3%	27.5%	27.1%	30.3%	29.0%	20%	C
子どもの特性を理解し適切な関わりができるようにする	●育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 (3～4か月)	77.4%	68.4%	67.9%	46.9%	66.6%	68.4%	80%	C
	(1歳6歳)	77.4%	61.0%	67.3%	68.9%	64.5%	48.3%	80%	C
	(3歳)	68.6%	65.4%	68.1%	67.7%	69.8%	68.8%	70%	B
	●体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合 (3～4か月)	80.8%	87.5%	90.1%	88.6%	82.2%	86.1%	90%	B
	(1歳6歳)	72.1%	75.5%	78.0%	81.0%	80.5%	82.1%	80%	A
	(3歳)	63.4%	62.6%	64.2%	65.9%	66.9%	65.7%	70%	B
地域に支えあえる仲間や楽しく過ごせる場所があり、育児を楽しむことができる	●この地域で子育てをしたいと思う親の割合(3～4か児)	92.0%	91.6%	92.4%	92.0%	94.3%	95.5%	維持	A
	(1歳6歳)	95.0%	94.6%	94.7%	96.8%	95.9%	96.7%	維持	A
	(3歳)	93.8%	94.1%	95.4%	93.3%	92.9%	95.0%	維持	A
	親子で楽しく過ごすことができる（幼児食教室）	100%	96.7%	94.7%	97.2%	96.6%	100%	100%	A
	（はじめての歯みがきレッスン）	100%	98.2%	98.7%	100%	100%	97.8%	100%	A
	育児を支えあう仲間づくりのきっかけになる （離乳食教室）	96.0%	86.0%	92.2%	91.2%	94.4%	89.2%	増加	C
	（はじめての歯みがきレッスン）	70.1%	74.5%	67.5%	84.1%	79.4%	81.5%	75%	A
	必要時、子育て支援サービスを利用したいと思う親の割合（3～4か月）	98.6%	98.1%	98.4%	98.7%	99.4%	99.3%	維持	A
関係機関との連携や支援について検討する体制がある	関係機関との連絡会を必要時開催連携する（定期・随時）	実施	実施	実施	実施	実施	実施	継続	A
	多職種で要支援ケースの支援について検討する（定期・随時）	実施	実施	実施	実施	実施	実施	継続	A

●健やか親子21評価指標

全体の評価

大きな社会問題となっている児童虐待や育児困難感に関する指標について、育てにくさを感じた時に対処できる親の割合は目標を下回り、また、体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合は、ベース値を上回ってはいるものの目標達成には至りませんでした。

核家族化が進み、身近な育児のサポーターがいない中で、悩みを一人で抱えてしまう親も少なくありません。

子育て支援サービスを利用したいと思う親の割合は高い傾向にあるため、母子保健事業を通して保護者の不安・負担感を早期に察知し、必要時に子育て支援サービスの利用につなげるとともに、関係機関と連携しながらの支援を継続していく必要があります。

第4章 母子保健計画(第3次)における施策の推進

1 計画の基本理念と目標

基本理念

『～すべてのこどもがすこやかに成長でき、安心して子育てできるまち東久留米～』

少子化、価値観の多様性や複雑化する社会情勢を背景に、妊産婦や子育て世帯を取り巻く環境は近年著しく変化しています。

核家族が当たり前になり、身近に相談・協力者がいないことで不安や悩みを抱えたり、負担感が強まる保護者が増えています。

虐待等相談件数も増加の傾向にあり、すべてのこどもがすこやかに成長でき、安心して子育てができるまちづくりを更に推進していかなければなりません。

これらの状況を踏まえ、前母子保健計画の基本理念を継承し、新たな目標をかかげ、引き続き母子保健施策の推進に取り組んでいきます。

基本目標

すべてのこどもが健やかに成長でき、安心して子育てできる環境を目指し、国の成育医療等基本方針の施策等を踏まえ、当市では3つの基本目標を掲げて取り組んでいきます。

- ◆基本目標1：妊産婦やパートナーが安心して妊娠期を過ごし、出産・育児環境を整えることができる
- ◆基本目標2：こどもの権利を尊重し、適切な養育環境下で健全な育ちを促進する
- ◆基本目標3：特性や障がい等の隔てなく、親も子も安心して地域で生活することができる

成育過程にある者等に対する保健に関する指標【参考】

(成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項*令和5年3月22日閣議決定 より一部抜粋)

(1) 総論

- ・ 妊娠期からこどもがおとなになるまでの一連の成長の過程の様々なニーズに対してワンストップで総合的な相談支援を行うことができるよう、こども家庭センター等の機能の整備を図るとともに、地域の関係医療機関（産婦人科、小児科、精神科、歯科等の診療科及び助産所）等と連携しつつ、地域における相談支援体制の整備を推進する。
- ・ 母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会の議論を踏まえ、母子保健情報のデジタル化と利活用を進め、健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図る。
- ・ 乳幼児期から成人期に至るまでの期間においてバイオサイコソーシャルの観点（身体的・精神的・社会的な観点）から切れ目なく包括的に支援するため、個々人の成長特性に応じた健診の頻度や評価項目に関する課題抽出やガイドライン作成等の方策を検討する。
- ・ 市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨とともに、妊婦健康診査の公費負担、出産育児一時金、産前産後休業期間中の出産手当金及び社会保険料免除等により、妊婦等の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図る。
- ・ 全ての成育過程にある者等が健やかに育つ社会の実現に向け、「健やか親子21」を通じ、国民への啓発と実施状況の評価を推進する。
- ・ 成育過程にある者等に対する保健を担う医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、保育士、公認心理師等の確保を図る。

(2) 妊産婦等への保健施策

- ・ 市町村単位で、妊娠期や産後期の母子の健康管理の観点から実施している妊婦健康診査及び産婦健康診査や、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援を推進することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備する。
- ・ 妊娠期から子育て期に至る期間において、こどもとその保護者等との関係性を重視し、その健全な成育過程の形成に資するよう、産婦人科、小児科等と連携して各種事業を実施する。
- ・ 悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげることはもとより、児童虐待の予防や早期発見に資するよう、若年妊婦や特定妊婦の把握及び支援、妊産婦健康診査の未受診者への受診の勧奨等を推進する。
- ・ 妊産婦の望ましい食生活の実現に向けて、各種指針やガイドライン等を活用した栄養指導の実施等、健康づくりに向けた取組を推進する。
- ・ 口腔の健康の保持・増進を図ることの重要性やう蝕や歯周病の治療に関するかかりつけ歯科医への早めの相談について、妊婦、保護者等に対して両親学級等を通じた普及啓発を図る。

(3) 乳幼児期における保健施策

- ・ 市町村において、こども家庭センターと連携して、乳幼児健康診査等の母子保健事業や、妊娠時から

出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援を活用した子育て支援を推進することが期待される。悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見に資するよう、乳幼児健診を推進するとともに学童期及び思春期までの切れ目ない健診等の実施体制の整備に向けた検討を行う。

- ・ 発達障害等の疑いで育てにくさを感じている保護者への支援のために、小児科医等と連携した保健指導等やこども家庭センターと関係機関との連携やこどもの状態等に応じた適切な支援を推進する。

- ・ 3歳児健康診査における視覚検査に屈折検査機器を導入する市町村においては、検査の受検者数・未受検者数・受検率・検査結果や、精密検査の実施状況等を把握し、集約するとともに、乳幼児及び保護者に対し、必要に応じて適切な支援を提供する。

- ・ 乳幼児期は成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期であることから、乳幼児及び保護者を対象とした栄養指導の実施を推進する。なお、健康診査等において、乳幼児の栄養状態や睡眠時間の確保について医師や保健師等が保護者に対して評価や助言を行う。

- ・ 予防接種率を高めるためのワクチンの供給体制の確保やワクチンに対する普及啓発等、予防接種を推進する。

- ・ こどもの健やかな成長及び発達並びに健康の維持及び増進のため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動や「健やか親子21」の普及啓発等を通じて、保育所や幼稚園等と、家庭や地域等が連携した食育を推進する。

- ・ 哺乳、離乳食、普通食へと成長とともに変化する食形態に合わせた、咀嚼と嚥下機能の発育のための口腔機能の向上を図る。

（４）学童期及び思春期における保健施策

- ・ しっかりと噛んで食べることができるよう、健全な口腔機能の保持・増進を図る。

- ・ こどもの健やかな成長及び発達並びに健康の維持及び増進のため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動や「健やか親子21」の普及啓発等を通じて、学校等と、家庭や地域等が連携した食育を推進する。

- ・ 様々なこどもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉教育関係機関等と連携した支援体制の構築を図るこどもの心の診療ネットワーク事業を推進する。

- ・ 発達障害が疑われるこどもの早期発見、発達障害の特性に合った対応を保護者が行えるようにするための有効な支援策の開発・普及、診断を行える専門的な医療機関の確保、発達障害者支援センターの機能強化等による長期にわたる継続した相談支援体制の整備などにより、地域における支援体制の充実を図る。

（５）生涯にわたる保健施策

- ・ 女性の健康や妊娠、低用量ピルの活用等に伴う健康管理の方法、女性特有の悩みや疾病に関する正しい知識の普及及び社会的関心の喚起を図るため、「女性の健康週間」等を通じて、各種啓発及び行事等を実施する。

- ・ 子宮頸がん、乳がん等の若年期に発症することの多い女性のがんに対する検診を推進するとともに、これらに対する相談支援、知識、予防、検診等の啓発を行う。

- ・ 性と健康の相談センター事業の推進等により、男女を問わず、不妊症や不育症に関する正しい知識の情報提供や相談体制の強化を図るとともに、こどもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発を実施する。
- ・ 医療的ケア児等が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けることができるようにするなど、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図る。
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13（2001）年法律第 31 号）に基づき、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護等を推進する。
- ・ アルコール健康障害対策基本法（平成 25（2013）年法律第 109 号）に基づき、20 歳未満の者や妊婦の飲酒防止等、アルコール健康障害対策を推進する。
- ・ DOHaD（Developmental Origins Health and Disease）11 の概念を踏まえて、妊娠中の体重増加不良の予防やストレスの軽減など生涯を通じた疾病予防対策を実施する。

（6）子育てやこどもを育てる家庭への支援

- ・ 国、地方公共団体のみならず、地域、学校や企業等も含め、地域社会全体でこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進し、成育医療等におけるソーシャルキャピタルの醸成の推進につなげる。特に、働きながら子育てする女性とそのこどもの健康支援のための取組を推進する。
- ・ 孤立した子育てによって虐待につながることをないよう、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流等を実施する地域子育て支援拠点事業等の利用を推進し地域での見守り体制を強化する。
- ・ 妊婦と父親になる男性が共に、産前・産後の女性の心身の変化を含めた妊娠・出産への理解を深め、共に子育てに取り組めるよう、地方公共団体における両親共に参加しやすい日時設定等に配慮した両親学級等の取組を推進する。
- ・ 男性の産後うつ等に対して子育て経験のある男性によるピアサポートの実施等、出産や子育てに悩む父親に対する支援を推進する。
- ・ 市町村における「子ども家庭総合支援拠点」（令和 6（2024）年度以降、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の設立の意義や機能は維持した上で設置される「こども家庭センター」）、「要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図る。さらに、児童相談所及び市町村において相談、支援を行う児童福祉司等の確保や専門性の向上、警察、母子保健担当部署等の関係機関との連携や NPO 等関係団体との協働、育児支援が必要な家庭への訪問支援、SNS を活用した相談支援、児童虐待防止対策に関する医師、歯科医師その他医療従事者への研修の実施などにより、虐待通告や子育ての悩み相談、こどもからの相談に対して確実に対応できる体制の強化を図る。
- ・ 令和 4（2022）年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4（2022）年法律第 66 号）に基づき、こども家庭センターの設置や、同センターと妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関との密接な連携を促進する等、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を着実に進める。
- ・ 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てをできるよう、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援と、妊婦・子育て世帯に対する経済的支援を一体として実施する事業の全国的な定着と充実を着実に推進する。

2 計画の体系

基本理念

基本目標

成育医療等基本方針
に基づく保健施策等

すべての子どもがすこやかに成長でき、安心して子育てできるまち東久留米

基本目標1

妊産婦やパートナーが安心して妊娠期を過ごし、
出産・育児環境を整えることができる

基本施策1：妊産婦等への保健施策

基本目標2

こどもの権利を尊重し、
適切な養育環境下で健全な育ちを促進する

基本施策2：乳幼児期における保健施策

基本施策3：学童期及び思春期における保健施策

基本目標3

特性や障がい等の隔てなく、親も子も安心して
地域で生活することができる

基本施策4：生涯にわたる保健施策

基本施策5：子育てやこどもを育てる
家庭への支援

3 施策の内容 ～具体的な取り組み目標～

基本目標1

妊産婦やパートナーが安心して妊娠期を過ごし、出産・育児環境を整えることができる

妊産婦やそのパートナーが、不安なく、心身ともに安定した妊娠期を過ごし、困ったときには適切な機関に相談することができるよう、伴走型相談支援を推進していきます。

《現状と課題》

・マタニティ面談等で把握したハイリスク妊婦の割合は、令和元年度には4.8%だったものが令和5年度には6.8%まで上昇しています。背景として、複雑化する社会情勢やストレス社会における妊婦自身の精神的不安定さ、核家族化による母子の孤立化等が考えられ、身近な相談先の確保や出産以降も切れ目ない支援の重要性が益々高まっています。

・近年、妊産婦だけでなく、パートナーにも産後うつ等の兆候がみられるケースが増えています。パートナー自身にも出産に向けての心構えや育児手技の獲得、相談先の確保が必要です。

・マタニティ面談は、令和4年度に国や都の交付金事業の対象面談となったことが要因となり、令和5年度の面談率は80%を超えました。令和7年度以降は妊娠届出自体が交付金支給の要件へと変更されたため、面談実施率の今後の動向を注視していきます。

マタニティ面談は、保健師等専門職が妊婦やそのパートナーの不安や心配事に寄り添い、個別ニーズに沿った社会資源を紹介するとともに、要支援家庭を早期に把握し、必要な支援に繋ぐこと等を目的としています。そのため、引き続き必要性を周知するとともに、対象者への利用勧奨を継続していきます。

《具体的な取り組み目標》

- ・妊娠届出者に対し、マタニティ面談について周知・勧奨を行い実施率の維持・向上に努めます。
- ・保健師等専門職が、妊婦やパートナーの相談内容を丁寧に聞き取り、出産・育児準備の目標立てを一緒に行います（サポートプラン）。また、相談窓口や必要時の子育て支援サービスの紹介等を行います。
- ・初産婦に対しては、プレ・パパママクラス（両親学級）の参加を促し、妊娠期の過ごし方や育児手技等の獲得を目指すことで、不安なく妊娠期を過ごし、出産・子育てに向けての準備を支援します。
- ・妊婦健康診査の結果把握や、プレママクッキング、妊婦歯科健診を通して、妊婦自身の心身の健康保持や生活習慣等の改善を支援します。
- ・子育て応援メールを通じて、適切な情報発信に努めます。
- ・産後うつ予防や育児負担軽減のために、妊娠期より産後ケア事業（こども家庭センター事業）の利用勧奨を行います。

基本目標1 ■評価指標一覧

成育医療等基本方針に基づく保健施策	指 標	R6 (ベ-ス)	目標値
妊産婦等への 保健施策	◆在胎11週以内の妊娠届出の割合	95.0%	96%
	◆妊娠届出時に面談等を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施している	実施	継続
	◆妊娠中の保健指導（両親学級含む）において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている	実施	継続
	◆妊婦健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある	実施	継続
	◆支援が必要な里帰り出産する方について、里帰り先市町村等と情報共有・連携する体制がある	実施	継続
	自分や家族の食生活を改善しようと思う妊婦の割合	97.0%	98%
	妊娠中の妊婦の飲酒率	1.3%	減少
	◆妊娠中の妊婦の喫煙率	1.1%	減少
	◆妊娠中のパートナーの喫煙率	10.8%	減少
生涯にわたる 保健施策	マタニティ面談実施率	76.0%	80%
	子育て応援アプリの利用者数（妊婦）	911(人)	維持
	子育て応援メールを利用してよかったと思う人の割合（妊婦）	83.3%	85%
	両親学級を通して、妊産婦の望ましい食生活の実現へ向けた栄養指導等を実施する	実施	継続
	産後やその後（次の妊娠等含む）の食生活について理解が深まったと思う妊婦の割合	—	80%
	◆妊産婦の歯科健診を実施している	実施	継続
	かかりつけ歯科医をもつ大切さが分かる妊婦の割合	95.1%	97%
子育てやこどもを育てる家庭への支援	◆こどもを持つ夫（パートナー）の1日の家事・育児関連時間（3～4か月児）	—	120分
	産後ケア事業（こども家庭センター事業）の利用率	45.8%	60%
	妊娠中仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思う就労妊婦の割合	90.9%	92%
	特定妊婦・要支援妊婦を早期に把握し、こども家庭センターと協働で切れ目ない支援（伴走型支援）を行う	実施	継続
	母子保健分野に携わる支援者の専門性の向上に取り組んでいる（症例検討会、事例検討会、OJT研修の実施）	実施	継続

◆成育医療等基本方針に基づく評価指標

基本目標2

こどもの権利を尊重し、適切な養育環境下で健全な育ちを促進する

こどもにとって一番の利益を考え、保護者のみならず地域社会全体でこどもの権利を守るための施策に取り組みます。

健全な養育が担保されるよう、養育困難状況をいち早く察知し、適切な支援機関に繋げていきます。

《現状と課題》

・『早寝早起き朝ごはん』は平成 18 年度から全国展開されている国民運動であり、当市もその取り組みを推奨しています。乳幼児健診で把握した、早起き習慣は 3 歳児では 90%前後で推移しているものの、21 時までに就寝する子の割合は目標の 20%までには至っていません。朝食の欠食は令和 4 年度には 0%となり、その後も低い割合で推移しています。生活習慣を整えることは、学童期以降の発育・発達促進、健康の保持・増進に影響を及ぼすことから、未就学児期からの獲得が重要です。

・前計画の評価にもある通り、子育てについて不安を感じたり悩む親の割合が 17%～30%台で推移しており、減少傾向は見られませんでした。令和 7 年 5 月～7 月に実施した子育てアンケートにおいても、子育てについての悩みがある保護者は半数近くいる状況でした。また、体罰によらない子育てをしている親の割合も、増加傾向にはあるものの、目標達成には至っていません。

・令和 5 年度に設立したこども家庭庁は、『こどもまんなか社会』を実現するため、“こどもの権利”を守るための政策を展開しています。こどもと保護者が安心して地域で生活し、社会全体で健全な育ちを支援する取り組みが求められています。

・DX の取り組みとして、令和 5 年度にくるめっこナビを構築し、活用促進に取り組んでいます。DX については、さらなる推進が求められています。

《具体的な取り組み目標》

・すくすく子育て相談などの育児相談事業を通して、保護者の不安軽減を図ります。
・離乳食教室や歯っぴーベイベー等で生活習慣等の獲得を目指すとともに、同じ月齢をもつ親同士の交流を促進します。

・乳幼児健診や各種相談事業、保健師等による面談・電話相談・家庭訪問等の個別支援により、保護者の悩みや不安に寄り添い、必要な支援に繋がります。

・くるめっこナビ（子育て応援アプリ）の利用を促進し、適切な時期に予防接種や健康診査の受診ができるよう、プッシュ型の受診勧奨を行います。

・DX の取り組みとして、くるめっこナビの活用促進に加え、電子母子手帳の導入について、国や他市の状況を注視しながら検討していきます。

・養育困難家庭等を把握した際には、こども家庭センター等関係機関と連携を図り、保護者の負担軽減や虐待予防に努めます。

基本目標2 ■評価指標一覧

成育過程にある者等 に対する保健施策	指 標	R6 (ベース)	目標値
乳幼児期にお ける保健施策	乳児家庭全戸訪問の実施率	99.7% (R5)	維持
	乳幼児健康診査の受診率 (3～4か月)	98.5%	維持
	(1歳6か月)	97.9%	維持
	(2歳)	89.5%	維持
	(3歳)	97.7%	維持
	◆乳幼児健康診査後のフォロー体制がある	実施	継続
	◆むし歯のない3歳児の割合	95.1%	96%
	成長とともに食形態が変化する離乳食について理解が深まった親の割合	100%	維持
	地域で育児を支えあう仲間づくりの機会となった親の割合 (離乳食教室)	89.2%	90%
	育児期間中の父親の喫煙率 (3～4か月)	27.4%	減少
学童期及び思 春期における 保健施策	(1歳6か月)	29.4%	減少
	(3歳)	26.5%	減少
	◆保護者がこどもの仕上げみがきをしている割合(3歳)	97.6%	98%
	◆朝食を欠食するこどもの割合 (3歳)	0.1%	維持
	誰かと一緒に食事をするこどもの割合	98.9%	維持
	1歳6か月までに四種 (五種) 混合・麻しん・風しんの予防接種を終了している者の割合	90.7%	増加
	8時までに起きるこどもの割合 (1歳6か月)	87.4%	89%
子育てやこど もを育てる家 庭への施策	(3歳)	90.6%	91%
	21時までに寝る子の割合 (3歳)	19.3%	20%
	窓口、ホームページにて東京都妊娠ホットラインの周知を行う	実施	継続
	◆この地域で子育てをしたいと思う親の割合 (3～4か月)	95.5%	96%
	◆ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合 (1歳6か月)	92.6%	87%
	◆こどものかかりつけ歯科医を持つ親の割合 (3歳)	35.0%	増加
	◆乳幼児健診の未受診者を把握し支援する体制がある	実施	継続
	小児救急電話相談 (＃8000) を知っている親の割合 (3～4か月)	91.4%	92%
	風呂場のドアを乳幼児が開けることができないよう工夫した家庭の割合(事故予防に対する意識の高さ) (1歳6か月)	54.8%	56%
	◆乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合 (3歳)	65.7%	70%

◆成育医療等基本方針に基づく評価指標

基本目標3

特性や障がい等の隔てなく、親も子も安心して地域で生活することができる

保護者や周囲の人たちが、こどもの特性を理解し、安心して地域で生活できるように支援します。

育てにくさを感じている保護者のために、医療機関や子育て、教育部門等と連携しながら負担軽減に努めます。

《現状と課題》

・乳幼児健診等で心理面の経過観察が必要であったり、育てにくさや発達障がいが心配で相談を希望する保護者に対し、心理相談員（公認心理師及び臨床心理士）が相談を受ける『子ども相談』を実施しています。子ども相談後のアンケートでは、「気になっていることが相談できた」と思う保護者の割合は98%を超えており、保護者の悩みや不安軽減に資する事業となっています。

インターネット等の普及で様々な情報洪水に常にさらされている保護者の中には、ネット情報の一部から発達障がいを心配するケースも少なくありません。

一人で悩まず、専門家に気軽に相談できる環境づくりが求められています。

・精神発達遅滞や発達障がい疑われる場合は、小児神経及び児童精神医学に特化した健診（発達健診）を実施しています。発達健診を希望する保護者は年々増加傾向にあり、数か月先まで予約枠が埋まってしまうこともあります。予約に対する受診率も年々向上し、令和6年度は100%になりました。

しかしながら、より詳しい検査や診断、療育を受けるためには専門の医療機関を受診しなければならず、その受け皿となる紹介先機関が少ないことで、受診までのハードルが高くなっています。

・適切な機関で支援を受け、就学後も安心して学校生活が送れるよう、早期からの支援が必要です。早期からの支援につながる5歳児健診の実施などの取り組みが求められています。

《具体的な取り組み目標》

・乳幼児健診等でこどもの発達や育てにくさの相談があった場合は、心理相談を勧めるとともに、継続的に相談支援等が受けられるように配慮します。

・必要な対象児が、発達健診等を通して適切な療育機関に繋がるように支援します。

・市内の相談窓口や療育機関等と連携し、保護者の不安軽減を図ります。

・5歳児健診を行うことで、健康診査の結果所見が認められた場合について、必要な支援につなげることができるよう、5歳児健診の実施方法等を他市の状況を注視しながら調査研究していきます。

基本目標3 ■評価指標一覧

成育過程にある者等 に対する保健施策	指 標	R6 (パーセント)	目標値
学童期及び思 春期における 保健施策	出生数に占める低出生体重児の割合	13.1%	維持
	◆育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 (1歳6か月)	48.3%	60%
	こどもの社会性の発達過程を知っている親の割合 (1歳6か月)	96.5%	維持
	就学以降の相談先を案内する体制がある	実施	継続
生涯にわたる 保健施策	◆こどものかかりつけ医を持つ親の割合 (3～4か月) (3歳)	72.4% 82.4%	75% 85%
	発達健診受診者に対する医療機関等紹介の割合	93.8%	維持
	医療的ケア児、障がい児等の支援検討会への参加	実施	継続
	市内療育機関等との連絡会の実施	実施	継続
子育てやこどもを育てる家 庭への支援	子育て応援アプリの利用者数（子育て期）	378(人)	増加
	子育て応援メールを利用してよかったと思う人の割合（子育て期）	85.4%	87%
	育てにくさを感じる親への早期支援体制がある	実施	継続
	子ども相談において、「気になっていたことが相談できた」と思う親の割合	100%	維持
	ぱんだグループ参加者(延)数	264(人)	維持
	こどもとの関わりが楽になったと思う親が増える (ぱんだグループ参加後)	58.3%	60%
	心理相談員や関係職員の専門性を高める研修体制がある（心理連絡会、スタッフ学習会等）	実施	継続

◆成育医療等基本方針に基づく評価指標

4 東久留米市の母子保健と児童福祉の連携体制

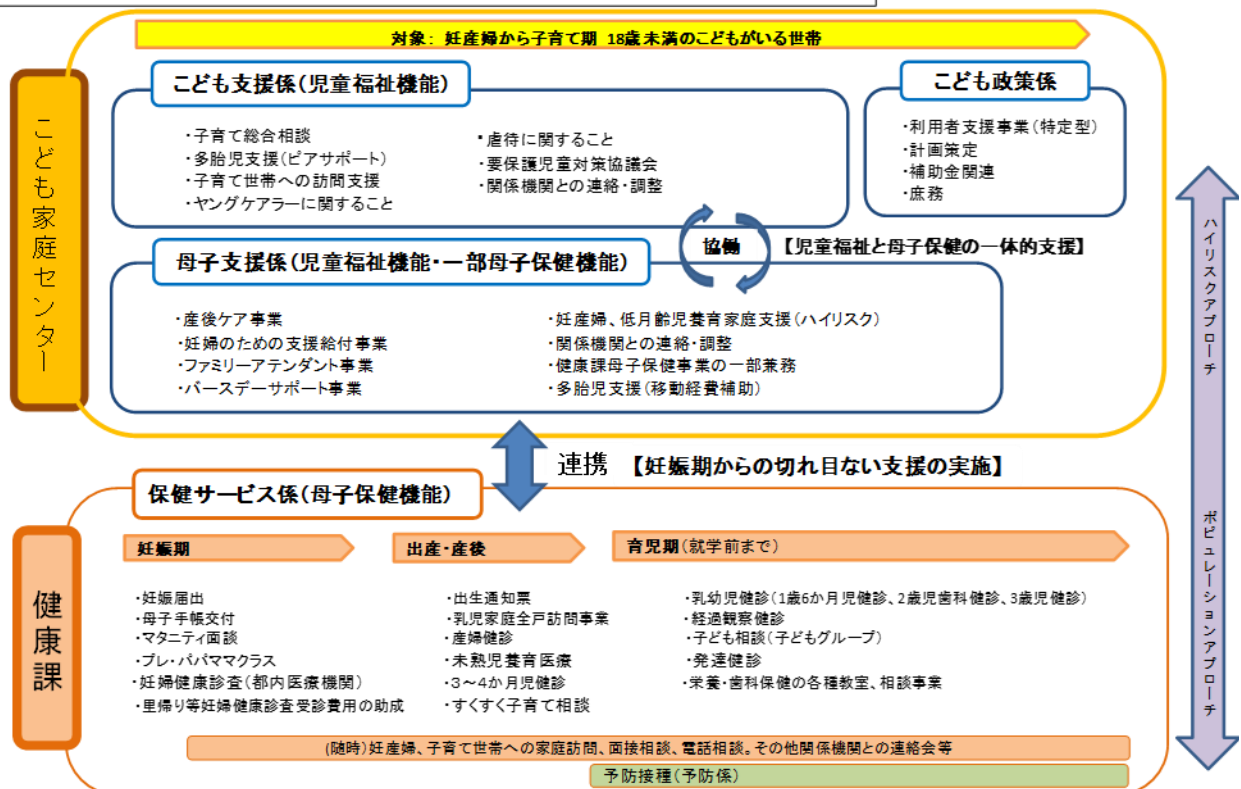
子育て世代包括支援センター機能を維持しつつ、児童福祉部門等関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進していきます。

こども家庭センターとは・・・

子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）との設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関

東久留米市こども家庭センターのイメージ

「こども家庭センターは、子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談支援を行うとともに、妊娠・出産・子育てに困難を抱える家庭をできる限り早期に発見・把握し、サポートプランの作成や同プランに基づく支援を行うことにより、こどもの健やかな成長を支えていく役割を有する」

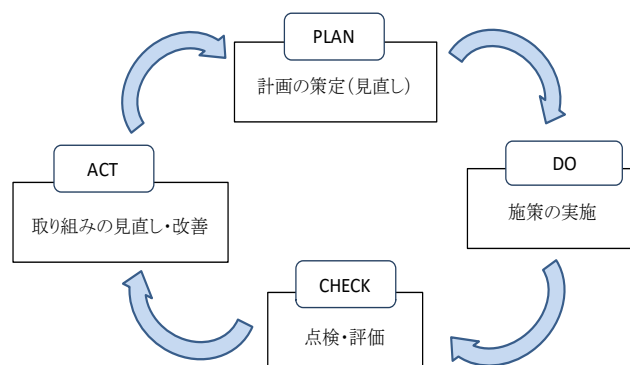


5 計画の推進体制と進行管理

母子保健計画(第3次)は令和8年度から13年度の計画期間となりますが、毎年の実施状況を地域医療協議会に報告し、進捗状況のチェックと評価を受けながら、PDCA サイクルを構築していきます。

また、こども家庭センターをはじめ、保健・医療関係者や子育て・教育部門等の関係機関と連携しながら、母子保健の充実を推進してまいります。

「PDCAサイクル」のイメージ



6 SDGs(持続可能な開発目標)について

東久留米市第5次長期総合計画(以下、長期総合計画)の基本構想において、まちの将来像を実現するために5つの「基本目標」と目標の実現のための「基本的な施策」を定めており、SDGs との関係性について示されています。

母子保健計画は、長期総合計画の基本目標である「いきいきと健康に暮らせるまち」の施策である“健やかな生活を支える保健医療の推進”と、「子どもが豊かに成長できるまち」の施策である“子どもを安心して生み育てられる環境づくり”と関連しており、SDGs の17の目標の内、以下の目標と紐づいています。

1 貧困をなくそう 	【貧困】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	3 すべての人に健康と福祉を 	【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
4 質の高い教育をみんなに 	【教育】 すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	8 働きがいも経済成長も 	【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働き甲斐のある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
11 住み続けられるまちづくりを 	【持続可能な都市】 包摂的かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	16 平和と公正をすべての人に 	【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	※SDG s (Sustainable Development Goals)とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された、令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指す、17 のゴール(目標)と 169 のターゲットから構成された国際目標です。	

資料編

1 主な母子保健事業一覧(事業概要)

(1) 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付母子健康手帳交付事業

事業名	母子健康手帳交付事業（マタニティ面談）
意義・目的	母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条及び第16条の規定により、妊娠の届出を受理し、母子健康手帳の交付を行うことで、妊産婦の健康管理に努め乳幼児の健全育成を期することを目的とする
対象	東久留米市に住民票があり、医療機関等で妊娠の確定診断を受けた妊婦
内容	・妊娠届出をした妊婦に母子健康手帳を交付する ・妊婦健康診査受診票14枚、超音波検査受診票4枚、子宮頸がん検診受診票1枚、新生児聴覚検査票1枚を交付 ・妊娠届出時または後日予約にて保健師等専門職によるマタニティ面談（妊婦全数面接）を実施し、支援が必要な妊婦を早期把握するとともに、妊娠、出産、育児に必要な情報を提供する

(2) 両親学級・妊婦歯科健診事業

事業名	プレ・パパママクラス
意義・目的	妊婦とそのパートナーが、妊娠、出産及び育児等についての知識や育児手技等を習得し、妊娠中や出産及び育児に関する不安の解消を図ることを目的とする
対象	東久留米市に住民票がある妊婦とパートナー
内容	・1クール4回コースのプログラム構成 ・1回目～3回目は医師、助産師、保健師、栄養士による講話や演習、沐浴等の実習を行う ・4回目は妊婦歯科健診を行う ・市内在住の妊婦やパートナー同士の交流の機会とする

(3) 乳児全戸訪問事業

事業名	新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問
意義・目的	母子保健法第11条・17条・19条、児童福祉法第6条、子ども・子育て支援法第59条により、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に対し、保健師・助産師が訪問し保健指導を行うとともに、乳児の健全育成と保護者の不安軽減を図ることを目的とする
対象	産婦と生後4か月未満の乳児
内容	・ 出生通知票が提出された家庭および生後4か月未満の乳児がいる家庭に対し、保健師・助産師が訪問する ・ 疾患や異常を早期発見するため、妊産婦及び乳児の健康状態の観察等を行う ・ 保護者の不安軽減のため、産後の保健指導や育児相談等を行う ・ 支援が必要な家庭を早期に発見し、必要な支援機関につなげる

(4) 子育て応援アプリ運用、子育て応援メール配信事業

事業名	くるめっこナビ（子育て応援メール）
意義・目的	妊産婦や子育て中の保護者の不安軽減や、複雑化する予防接種の自動スケジュールリング機能等を通して市民の利便性の向上を図る
対象	妊婦と未就学児の保護者
内容	・ 妊産婦・子育て世帯向けアプリを通して、適切な情報発信や、乳幼児健診・予防接種のスケジュール管理等を行う ・ 子育て応援メールにより、妊娠中の生活や子育てに関するアドバイスをタイムリーに受け取ることができるため、不安の軽減や母子の孤立を予防する

(5) 育児相談事業

事業名	すくすく子育て相談
意義・目的	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士等専門職による個別相談を実施し、保護者の育児上の悩みや不安解消を図る
対象	乳児から未就学児を養育する保護者
内容	・年11回 予約制にて実施 ・身長、体重の計測により発育状態の確認を行う ・授乳や離乳食、生活習慣や口腔ケア等、各相談内容により専門職が個別に相談を受け、適切な助言を行う

(6) 離乳食・幼児教室事業

事業名	離乳食ステップ1～4
意義・目的	月齢に応じた離乳食、幼児食の正しい知識や着眼点を管理栄養士による講話や実演動画を通して学ぶ
対象	概ね生後4か月から1歳6か月児の保護者
内容	・離乳食ステップ1：離乳食開始（初期）の離乳食を紹介 ・離乳食ステップ2：移行期（中期）の離乳食を紹介 ・離乳食ステップ3：移行期（後期）の離乳食を紹介 ・離乳食ステップ4：完了期の離乳食を紹介

(7) 産婦・乳幼児健康診査事業

事業名	3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診
意義・目的	母子保健法第12条、13条により、乳幼児に対する健康診査と保護者に対する適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健康の保持・増進及び健全な育成を期する
対象	・3～4か月児健診：概ね4～5か月頃の乳児とその保護者 ・1歳6か月児健診：1歳6か月～1歳11か月の幼児とその保護者 ・3歳児健診：3歳～3歳11か月の幼児とその保護者
内容	・保健師、助産師、看護師等による問診を実施する ・身長、体重、頭位の計測にて発育等の確認をする ・医師、歯科医師による診察を行う（3歳児は視力・尿検査実施） ・歯科衛生士、栄養士、保健師、助産師、心理相談員による相談等の実施

(8) 子ども相談・子どもグループ・乳幼児発達健康診査事業

事業名	子ども相談
意義・目的	乳幼児健診等で発達・心理面で経過観察が必要とされた児に対し、心理相談員による個別相談を実施することにより、保護者の不安軽減と育児支援を目的とする
対象	未就学児とその保護者
内容	・年 24 回 予約制にて実施 ・心理相談員が対象児の様子を観察しながら保護者の相談に応じる ・継続的な支援が必要な場合は、専門健診や他機関等につなげる

事業名	ぱんだグループ
意義・目的	乳幼児健診や子ども相談等において心理面での経過観察が必要とされた概ね 2 歳前後の児とその保護者を対象に、遊びのグループ指導を通して児の発達の確認や育児支援等を行う
対象	概ね 2 歳前後の児とその保護者
内容	・3 学期制 (1 クール 5 回～7 回) ・保育士、保健師、心理相談員が親子とともに集団遊びの活動に参加し、活動の様子等を観察する ・グループワークを通して保護者同士の交流の機会とする ・専門職が相談に応じる

事業名	発達健診
意義・目的	乳幼児健診等の結果、運動発達遅滞・精神発達遅滞・発達障がい等が疑われる乳幼児に対し、小児神経及び児童精神医学の立場から、発達に重点を置いた健診を行い、障がいの早期発見・早期療育を図る
対象	乳幼児健診や心理相談の結果、児童精神科・小児神経学的に専門の診察が必要と思われる児
内容	・年 11 回 予約制にて実施 ・問診にて発達経過や生活状況等の聞き取り行う ・簡易検査にて発達状況の確認を行う ・専門医による診察、助言、療育機関への紹介等を行う

(9) 乳幼児歯科保健事業

事業名	2歳児歯科健診
意義・目的	2歳児を対象とした集団歯科健康診査を実施することにより、好ましい生活習慣の獲得や育児不安の軽減を図るとともに、3歳児のう蝕有病者率低下を目指す
対象	2歳～2歳6か月
内容	・保健師等による問診を行う ・歯科医師による診察、歯科保健指導を行う ・歯科衛生士による口腔衛生指導を行う ・心理相談員、保健師、助産師、栄養士等が個別相談に応じる

事業名	乳幼児歯科相談
意義・目的	乳幼児健診等の結果、歯科保健において継続支援が必要とされた児や希望者に対し、歯科定期健診および歯科保健指導を行う
対象	概ね4歳までの乳幼児
内容	・年23回 予約制にて実施 ・歯科医師による診察、歯科保健指導を行う ・歯科衛生士による口腔衛生指導等を行う ・歯科医師の診察により必要と判断された児にフッ化物塗布等を行う

事業名	はじめての歯みがき“歯っぴーベイビー”
意義・目的	乳児および幼児前期の保護者を対象に、早期からの歯科保健に対する意識付けを行う
対象	・7か月～11か月の乳児とその保護者（0歳児クラス） ・1歳～1歳4か月の幼児とその保護者（1歳児クラス）
内容	・歯科衛生士による歯みがき開始の導入、指導を行う ・保育士によるスキンシップ遊びの紹介を行う ・保護者同士の交流の機会とする

2 妊産婦・子育て世帯ニーズ調査票

(令和7年4月～7月実施)

♡♡♡♡ 妊婦さんアンケート ♡♡♡♡ (妊婦さんご本人がご記入ください)

東久留米市では、すべての妊婦さんが安心して妊娠・出産・子育てをしていけるように妊娠中からサポートさせていただきます。つきましては、下記のアンケートの記入にご協力をお願いいたします。答えにくいところは、記入されなくても結構です。後日、健康課の保健師から、ご連絡させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

※ご記入いただきました個人情報、原則、妊娠・出産・育児支援の目的以外で使用することはありません。(ただし、今後の母子保健事業の評価や計画策定のための資料データとして活用させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。※個人が特定されることはありません。)

氏名 _____ 生年月日 年 月 日 (歳)
記入日 年 月 日 母子健康手帳番号 _____

1	同居のご家族について教えてください 夫・パートナー 子ども (人) ⇒ (歳) (歳) (歳) (歳) (歳) (歳) その他 ()	
2	パートナーについて教えてください ☐ 夫 ☐ パートナー 氏名 () 年齢 (歳) ☐ 職業なし ☐ 学生 ☐ 職業有⇒ 常勤・パート・自営業・その他 () ☐ 既婚 ☐ 未婚⇒入籍予定 (あり⇒時期: 年 月 頃) ・ なし	
3	加入中の健康保険は何ですか ☐ 国民健康保険 ☐ 社会保険 ☐ その他 (共済・船員・その他) ☐ 生活保護	
4	妊娠を知った時の気持ちはいかがでしたか ☐ うれしかった ☐ 予想外で驚き戸惑った ☐ 特に何とも思わなかった ☐ 困った、うれしくなかった ☐ その他 ()	
5	今回の妊娠についておうかがいします ☐ 自然に妊娠した ☐ 治療して妊娠した (年 月)	
6	現在治療している病気がありますか ☐ いいえ ☐ はい 【時期(いつから) 病名: 】	
7	今までに心理的・精神的な問題で、医師やカウンセラーに相談したことがありますか ☐ いいえ ☐ はい 【時期(いつから) 内容: 】	
8	嗜好品についておうかがいします ① タバコを吸いますか ☐ 吸わない ☐ 妊娠してやめた ☐ 毎日吸う (1日 本) ② アルコールを飲みますか ☐ 飲まない ☐ 妊娠してやめた ☐ 飲む (日/週)	
9	妊娠・出産、子育てのことなどで相談やお手伝いできる人はいますか。 ☐ いいえ ☐ はい ⇒はいの場合 () 在住の どなた ()	
10	里帰りの予定はありますか ☐ いいえ ☐ 未定 ☐ はい ⇒ 里帰り先: 都道府県 区市町村 (総柄)	
11	今後、転居の予定はありますか ☐ いいえ ☐ はい ⇒はいの場合 転居先: 都道府県 区市町村 時 期: 年 月	
12	現在、ご家庭の中で困っていることはありますか <u>あてはまるものすべてに☑をつけてください</u> ☐ 育児方針が違う ☐ 育児に対する協力が得にくい ☐ 不安定な収入 ☐ 経済観念が違う ☐ 会話が少ない ☐ 親族との付き合い方 ☐ ギャンブル問題 ☐ 酒・薬の問題 ☐ 暴力 ☐ 失業 ☐ 転職 ☐ 無計画な借金 ☐ (配偶者・本児のきょうだい・同居者)の病気や障害 ☐ 上の子の対応 () ☐ その他 ()	
13	今回の妊娠で不安なことや心配なことなどがありましたらご記入ください	

♡ 妊婦さんアンケート（続き） ♡

	東久留米市での妊娠・子育てに関する相談機関を知っていますか？ あてはまるものに☑をつけてください。	知っている	知らない	なんとも いえない
14	・妊娠中、産後の体調などの相談（健康課）	☐	☐	☐
	・妊婦面談、新生児訪問、乳幼児健診、予防接種に関すること（健康課）	☐	☐	☐
	・妊娠中の栄養・歯科保健に関すること（健康課）	☐	☐	☐
	・家庭問題や女性の悩み事相談（こども家庭センター、男女平等推進センター）	☐	☐	☐
	・保育園等の入園相談（こども家庭センター）	☐	☐	☐
	・保育園の申請等（子育て支援課）	☐	☐	☐
	・児童手当や乳幼児医療証、ひとり親家庭の相談・手続きに関すること（児童青少年課）	☐	☐	☐
	・DV、虐待（疑い）、ヤングケアラー等についての相談（こども家庭センター）	☐	☐	☐
	・妊娠・産後の給付金、ファミリーアテンダント事業、バースデーサポート事業の申請（こども家庭センター）	☐	☐	☐
15	東久留米市で行っているブレ・パパママクラス(両親学級)を知っていますか？ ☐ はい ☐ いいえ			
16	東久留米市の産後ケア事業について知っていますか？ ☐ はい ☐ いいえ			
17	東久留米市の子育て応援アプリ「くるめっこナビ」を知っていますか？ ☐ はい ☐ いいえ			
18	将来的に母子手帳の電子化は必要だと思いますか？ ☐ 必要 ☐ 不要 ☐ なんともいえない			
19	妊娠中にあつたらしいと思う支援・サービスがありましたらご記載ください。（自由記載）			

ご回答ありがとうございました。

健診を受けられる皆様へ

今後の母子保健事業等に活用させていただくため、保護者の皆様のご意見をお聞かせください。

以下の質問に対し、該当する項目に○印をお願いします。

1. 回答者はどなたですか。お子さんからみた関係でお答えください(1つに○)

- ① 母親 ② 父親 ③ 祖父 ④ 祖母 ⑤ その他 ()



2. あなた(回答者様)の年齢を教えてください

- ① 10代 ② 20代 ③ 30代 ④ 40歳以上

3. 対象のお子さんは何人きょうだいですか？お子さんを含めた人数をお答えください。

- ① 1人 ② 2人 ③ 3人 ④ 4人 ⑤ 5人以上

4. 子育てに関して困ったこと(困っていること)はありますか？

- ① ある ② ない

➡「①ある」と回答した方は、困ったことの内容はどんなことですか？あてはまるもの全てに○をつけてください。

- ① 授乳のこと ② 家事（掃除・洗濯・料理等） ③ 育児になれず、とまどった
 ④ 子どもが泣いたときの対応 ⑤ 仕事と育児（家事）の両立 ⑥ 経済的負担
 ⑦ 家族の協力が得られない ⑧ 困ったときの相談先が分からない
 ⑨ 子どもが病気をした時の対処法 ⑩ 自分の体調が悪く満足する育児ができなかった
 ⑪ 他のきょうだいのこと（どんなこと？： ）
 ⑫ その他（ ）

5. 身近に子育てや家事を手伝ってくれる人はいますか？

- ① 配偶者 ② 自分の親や兄弟（誰が？： ） ③ 配偶者の親や兄弟（誰が？： ）
 ④ その他（誰が？： ） ⑤ 誰もいない

6. 子育ての困りごとを相談する相手がありますか？

- ① 配偶者 ② 友人 ③ 自分の親や兄弟（誰が？： ）
 ④ 配偶者の親や兄弟（誰が？： ） ⑤ その他（誰が？： ） ⑥ 誰もいない

7. 行政の妊娠・子育てに関する相談機関を知っていますか？「知っている」「知らない」「なんともいえない」の1つに○印をつけてください

	知っている	知らない	なんともいえない
① 妊娠中、産後の体調等の相談(健康課)			

※裏面もあります

～つづき～「知っている」「知らない」「なんともいえない」の1つに○印をつけてください。

	知っている	知らない	なんともいえない
②妊婦面談、新生児訪問、乳幼児健診、予防接種に関すること（健康課）			
③未就学のお子さんの発育・発達等についての相談（健康課）			
④0歳から18歳までの発達相談（児童発達支援センター わかくさ学園発達相談室）			
⑤妊娠中、乳幼児の栄養・歯科保健に関すること（健康課）			
⑥家庭問題や女性の悩み事相談（男女平等推進センター、こども家庭センター）			
⑦就学後のお子さんの発達や教育に関する相談（教育相談室）			
⑧保育園等の入園相談（こども家庭センター）			
⑨保育園の申請（子育て支援課）			
⑩児童手当や乳幼児医療証、ひとり親家庭の相談・手続き（児童青少年課）			
⑪DV、虐待（疑い）、ヤングケアラー等についての相談（こども家庭センター）			
⑫産後ケア事業、ファミリーアテンダント事業、妊娠・産後の給付金（出産・子育て応援事業、パースデーサポート事業等）の申請（こども家庭センター）			
⑬就学相談に関すること（指導室）			

8. 東久留米市の子育て応援アプリ「くるめっこナビ」を利用していますか？

①利用している ②利用していない



「①利用している」と回答した方は、8-1・8-2・8-3についてもお答えください。

8-1 利用頻度を教えてください

①1週間に1回以上みている ②1か月に1回以上みている ③みていない

8-2 くるめっこナビの満足度を教えてください

①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満

8-3 くるめっこナビで配信設定ができる「子育て応援メール」を利用していますか？

①利用している ②利用していない

9. 東久留米市では「5歳児健診」を実施していませんが、「5歳児健診」は必要だと思いますか？

①必要 ②不要



「①必要」と答えた方は、どのような実施方法がいいと思いますか？

- ①保健センター等で実施する集団健診 ②市内小児科で受診する個別健診
③事前アンケート調査を実施し、お困りごと等がある方に対する個別通知（健診・相談案内）

10. 今後、どのような母子保健サービスがあればよいと思いますか？（自由記載）



～ご協力ありがとうございました



3 東久留米市地域医療協議会設置要綱

東久留米市地域医療協議会要綱

昭和 5 5 年 4 月 1 日訓令乙第 1 号

改正

平成 8 年 3 月 1 5 日訓令乙第 7 号

平成 2 0 年 3 月 2 1 日訓令乙第 3 6 号

(設置)

第 1 条 市の医療行政に関する協議機関として、東久留米市地域医療協議会(以下「協議 会」という。)を設置する。

(目的)

第 2 条 協議会は、医療行政の推進を図り、もって健康で文化的な市民の生活を確保することを目的とする。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次のことについて、審議するものとする。

- (1) 医療行政に関すること。
- (2) 公衆衛生に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 1 0 名以内をもって組織し、委員は次の各号に掲げる機関から推薦された者をもって充てる

- (1) 東久留米市医師会 4 人
- (2) 東久留米市歯科医師会 2 人
- (3) 東久留米市薬剤師会 1 人
- (4) 多摩小平保健所 1 人
- (5) 東久留米市 2 人

2 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長をおき、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長に事故あるときに、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 協議会の議事は出席委員の合意により決するものとする。

(関係者の参加)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者を協議会に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務局)

第 8 条 協議会の事務局は、福祉保健部健康課におく。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会において別に定める。

付 則

この要綱は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 8 年 3 月 1 5 日訓令乙第 7 号)

この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 0 年 3 月 2 1 日訓令乙第 3 6 号)

この訓令は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 月発行

東久留米市母子保健計画（第 3 次）

発 行	東久留米市
事務局	東久留米市福祉保健部健康課
所在地	東久留米市滝山 4－3－1 4（わくわく健康プラザ内）
電 話	0 4 2－4 7 7－0 0 2 2
E-mail	kenko@city.higashikurume.lg.jp